

BTMU

中国月報



2006 年創刊号

CONTENTS

■ 産 業

- ◆ 2006 年中国主要産業の方向性と課題

■ 経 済

- ◆ 2006 年の中国経済を考える

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ 人民元相場の動向と新 OTC 市場について

■ スペシャリストの目

- ◆ 投 資：総経理道場「市場攻略のための戦略再構築の進め方」(上)
- ◆ 法 律：中国の新会社法の留意点～第一回「有限責任の否定」
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人 事：中国事業における日本人若手人材の活用
- ◆ 貿 易：「11・5」期間の外高橋保税区財政補助政策解説

■ BTMU 現地発情報

- ◆ 北 京：北京市「第 11 次 5 力年規画綱要」の要旨
- ◆ 上 海：上海市の「第 11 次 5 力年規画綱要」について
- ◆ 成 都：成都市「第 11 次 5 力年規画」について
- ◆ 無 錫：江蘇省の社会消費構造
- ◆ 瀋 陽：遼寧省における中国国家開発銀行の積極姿勢について
- ◆ 広 州：珠江デルタと周辺地区の総合競争力の格差が縮小

■ BTMU 中国ネットワーク





目次

■ 産 業

- ◆ …… 2006 年中国主要産業の方向性と課題
三菱東京 UFJ 銀行事業調査部 香港駐在 …………… 1

■ 経 済

- ◆ …… 2006 年の中国経済を考える
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング …………… 6

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ …… 人民元相場の動向と新 OTC 市場について …………… 10

■ スペシャリストの目

- ◆ …… 投 資：総経理道場 「市場攻略のための戦略再構築の進め方」(上)
UFJ 総研(上海)有限公司 …………… 13
- ◆ …… 法 律：中国の新会社法の留意点～第一回「有限責任の否定」
リチャード法律事務所 …………… 18
- ◆ …… 税務会計：中国の会計・税務
ブライスウォーターハウスクーパース中国 …………… 22
- ◆ …… 人 事：中国事業における日本人若手人材の活用
パソナアジアグループ・パヒューマヒューマンリソース上海 …… 26
- ◆ …… 貿 易：「11・5」期間の外高橋保税区財政補助政策解説
日中経済貿易センター上海事務所 …………… 32

■ BTMU 現地発情報

- ◆ …… 北 京：北京市「第 11 次 5 力年規画綱要」の要旨 …………… 36
- ◆ …… 上 海：上海市の「第 11 次 5 力年規画綱要」について …………… 39
- ◆ …… 成 都：成都市「第 11 次 5 力年規画」について …………… 41
- ◆ …… 無 錫：江蘇省の社会消費構造 …………… 43
- ◆ …… 瀋 陽：遼寧省における中国国家開発銀行の積極姿勢について …………… 46
- ◆ …… 広 州：珠江デルタと周辺地区の総合競争力の格差が縮小 …………… 49

■ BTMU 中国ネットワーク …………… 51



2006 年中国主要産業の方向性と課題

三菱東京 UFJ 銀行
 企業調査部 香港駐在
 調査役 大槻 靖崇

中国経済は、投資と輸出を牽引役に実質 GDP ベースで年率 10%前後の高成長を続けており、2006 年についても、投資や輸出の増勢がやや緩むとはいえ、年率 9%前後の高成長が続くとみる向きが多い。しかし、産業という視点からみると、過剰投資を主因に参入メーカーの収益が悪化する産業も目立つなど、課題が少なくないのが実情である。そこで本稿では、中国の工業生産のなかで高いウエイトを占める主要 5 業種（自動車、家電、鉄鋼、化学、繊維製品）の 2005 年の動向を振り返りつつ、2006 年の方向性と課題について触れていく。

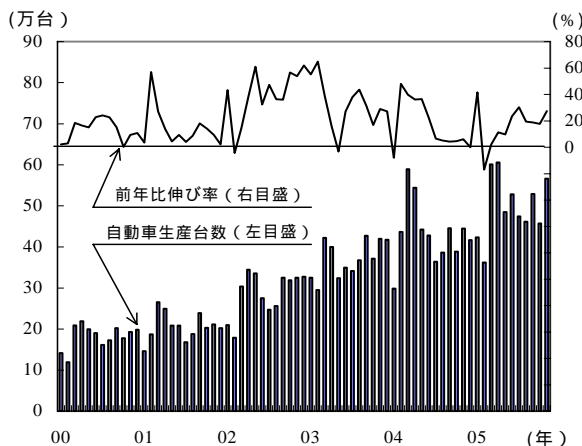
(1)自動車

2004 年半ばから 2005 年初めまで停滞気味であった自動車生産台数は、2005 年 1～11 月の実績値（乗用車および商用車）で約 550 万台と、前年同期を 15%上回って推移した（図表 1）。個人所得が堅調に増加したことに加え、メーカー各社が投入車種の拡大や販売網の整備を通じて需要を喚起したことが寄与したと考えられる。2006 年も、大枠としてみればこうした状況に変化はなさそうなので、自動車生産台数は前年を 10%前後上回って推移するとみられる。

もっとも、ここ数年、メーカー各社が需要の伸びを上回るピッチで生産能力を拡大してきたことから、業界全体としては供給過剰感が根強く、上海フォルクスワーゲンが「サンタナ」をはじめとする主力 4 車種の販売価格を最大 14%も引き下げるなど、足元で再びメーカー間の価格競争が激しさを増している。しかも、ガソリン価格の上昇に伴って消費者が燃費を重視し始めた、

政府も環境負荷の少ない小型車の普及を後押しする政策を推し進めている、といった事情から、メーカーの利幅が薄い小型車の販売ウエイトが高まっており、これもメーカー各社の収益力を低下させる一因となっている。2006 年は、メーカー各社の収益環境が一段と厳しさを増すとみられるなかで、生き残りをかけた中小地場メーカーの再編が加速する可能性がありそうだ。この点、高品質や低燃費で定評がある日系メーカーは優位にシェアを広げていくとみられるが（図表 2）価格競争の影響を受ける可能性も否定できないだけに、部品の現地調達率の引き上げなど通じた一段のコスト削減が求められよう。

図表 1：自動車生産台数



(資料) CEIC Data Co.,Ltd., National Bureau of Statistics of China

図表 2：乗用車販売ランキング

	04年通年		05年1～11月	
	生産台数	シェア	生産台数	シェア
1 上海VW	347,531	14.0%	上海GM	274,622 9.9%
2 一汽VW	287,117	11.6%	一汽VW	222,673 8.0%
3 上海GM	251,941	10.1%	上海VW	214,039 7.7%
4 広州本田	202,312	8.1%	広州本田	213,575 7.7%
5 北京現代	150,158	6.0%	北京現代	208,964 7.5%
6 一汽夏利	130,506	5.3%	一汽夏利	180,407 6.5%
7 長安鈴木	107,337	4.3%	奇瑞汽車	162,222 5.8%
8 神龍汽車	88,034	3.5%	東風日産	146,921 5.3%
9 天津一汽豊田	83,437	3.4%	神龍汽車	127,646 4.6%
10 吉利汽車	80,805	3.3%	天津一汽豊田	111,051 4.0%
その他とも合計	2,485,213	100.0%	その他とも合計	2,787,151 100.0%

(資料) FOURIN「中国自動車調査月報」

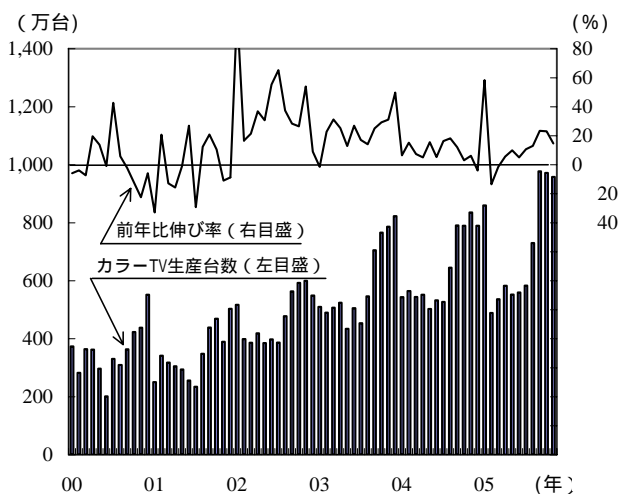


(2)家電

すべての家電製品を合計した統計はないが、2005年の家電製品生産台数は概ね2桁ピッチで拡大した模様である。主要製品であるカラーTV（ブラウン管TV、液晶TV、プラズマTV、プロジェクションTVの合計）と白物家電（エアコン、冷蔵庫、洗濯機の合計）の2005年1～11月の生産台数をみると、前年同期をそれぞれ14%、12%上回って推移した（図表3、図表4）。これには、液晶TVやプラズマTV等の一部製品を除いて中国国内の需要が成熟化する兆しが窺われているものの、強い価格競争力を背景に、多くの製品で輸出が大幅に伸びたことが大きい。ただし、2006年については、内需の成熟化が一段と鮮明になる公算が大きいという、頼みの輸出も、製品の性能面で欧米の環境規制に対応できずに伸び悩む恐れがあり、家電製品生産台数は、プラス基調を維持するとはいえ、伸びが鈍化する可能性が高いとみておくべきであろう。

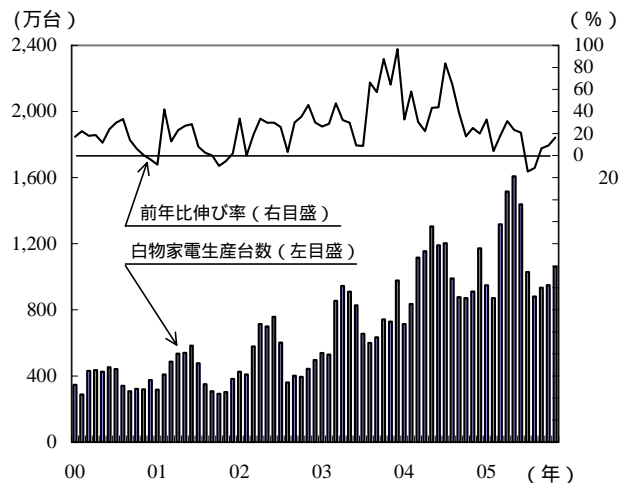
そうしたなか近年では、地場メーカーが相次いで生産能力を拡大しており、依然、日系メーカーや台湾系メーカーの中国への生産シフトが活発なこともあって、メーカーの供給能力の過剰感が強まっている。さらに、省や県単位で営業を行う代理店に代わって、中国全土に多数の店舗を有する量販店が販売シェアを拡大、それら大手小売業者からの価格引き下げ圧力が強まっていることも加わり、メーカー同士の価格競争が激化、中小地場メーカーのなかには淘汰される先も現れている。日系メーカーは、高付加価値製品に軸足を置いて事業を展開してきたが、最近ではそうした分野でも地場メーカーの攻勢が強まっているだけに、先端製品や現地のニーズに即した製品の開発を進めるとともに、広告宣伝を通じてブランドイメージを高めるなどして、地場メーカーとの差異化を図ることが従来以上に重要となりそうだ。

図表3：カラーTV生産台数



(注) カラーTV生産台数は、ブラウン管TV、液晶TV、プラズマTV、プロジェクションTVの合計値。
(資料) CEIC Data Co.,Ltd., National Bureau of Statistics of China;

図表4：白物家電生産台数



(注) 白物家電生産台数は、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の合計値。
(資料) CEIC Data Co.,Ltd., National Bureau of Statistics of China;

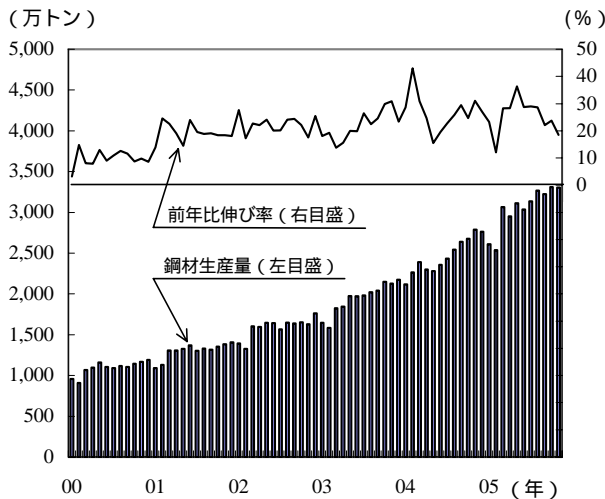
(3)鉄鋼

2005年1～11月の鋼材生産量は、前年同期比25%増となった（図表5）。高層マンションをはじめとする住宅投資が、2004年の加熱局面から一服したとはいえ安定的に前年を上回って推移したほか、石油化学設備、電力設備、鉄道設備、造船設備などのインフラ投資も活発に行われたことから、鋼材需要は大幅に拡大した。2006年も、こうした住宅、インフラ投資は前年を上回るとみられ、鋼材生産量も前年比2桁ピッチでの増加を続けよう。



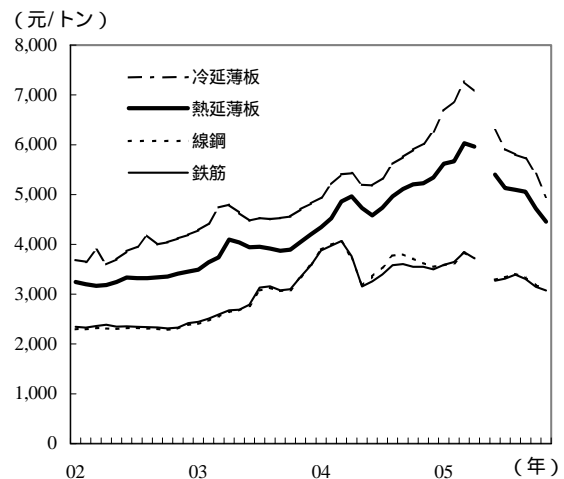
もっとも、メーカー各社の生産能力の拡大ピッチが需要の伸びを大きく上回っていることから、需給バランスが崩れ、2005年3月以降、鋼材価格は下落傾向を辿っている(図表6)。その一方で、鉄鉱石を中心とする原材料価格の上昇が進んだことから、メーカーの収益環境は厳しさを増しており、中堅以下のメーカーのなかには赤字を強いられたところも数多く現れている。そうした状況を受けて、2005年7月に中国政府が弱小業者の淘汰と業界再編を主眼とした「鋼鉄産業発展政策」を発表、年後半には、鞍山鋼鉄(粗鋼生産量で中国第2位)と本溪鋼鉄(同12位)が合併する、首都鋼鉄(同4位)と唐山鋼鉄(同6位)が将来の経営統合を前提に合併会社を設立する、武漢鋼鉄(同3位)と柳州鋼鉄(順位不明)が経営統合に合意するといった動きが相次いだ。2006年は、そうした流れが一段と進展し、上位メーカーと下位メーカーの明暗が大きく分かれる1年となろう。中国での事業拡大を目論む日系メーカーにとっても、提携先の状況によっては戦略を練り直す必要が出てきそう。

図表5：鋼材生産量



(資料) CEIC Data Co.,Ltd., 「National Bureau of Statistics of China」

図表6：鋼材市況



(注) 2005年5月はデータなし。

(資料) CEIC Data Co.,Ltd., 「National Bureau of Statistics of China」

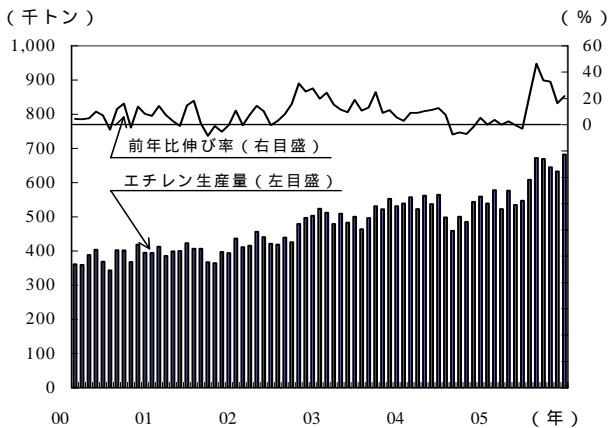
(4)化学

石油化学の基礎原料であるエチレンの生産量は、2005年1~11月で667万トン、前年同期比15%増となった(図表7)。貿易摩擦の影響で繊維向けの伸びが鈍化したものの、自動車や家電製品の生産規模が拡大したこと、住宅建設が増加したことなどを受けて、全体の需要は大きく拡大している。2006年もこうした状況に変わりはないと見られ、エチレン生産量は1~2割の増加を続けよう。

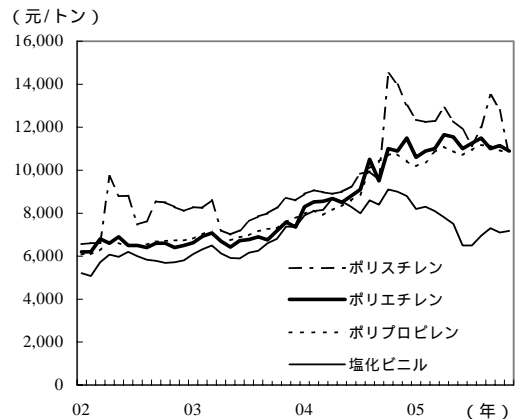
ただし、未曾有の好業績をあげてきたここ数年に比べると、家電や鉄鋼などの産業に比べれば良好とはいえ、参入メーカーの収益環境は厳しさを増してきている。これまで各社は、需給が逼迫するなかで原油価格の上昇を上回るペースで製品価格を引き上げてきたが、地場メーカーや外資系メーカーが生産設備を相次いで新增設した結果として需給が軟化し、原油価格の上昇幅ほどには製品価格を引き上げることが難しくなってきたためである(図表8)。日系メーカーの間でも、樹脂や合成繊維といった川下分野を中心に、中国に設備を新設する動きが活発化しているが、他メーカーの供給能力の増加ピッチによっては思惑通りの収益を稼ぐことができない恐れもありそうで、投資に当たっては自らの得意分野と競合状況を十分に吟味したうえで決断することが肝要となろう。



図表 7：エチレン生産量



図表 8：石油化学製品市況

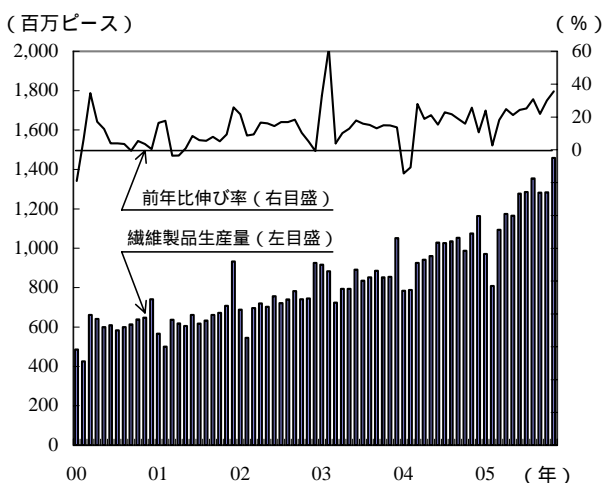


(5) 繊維製品

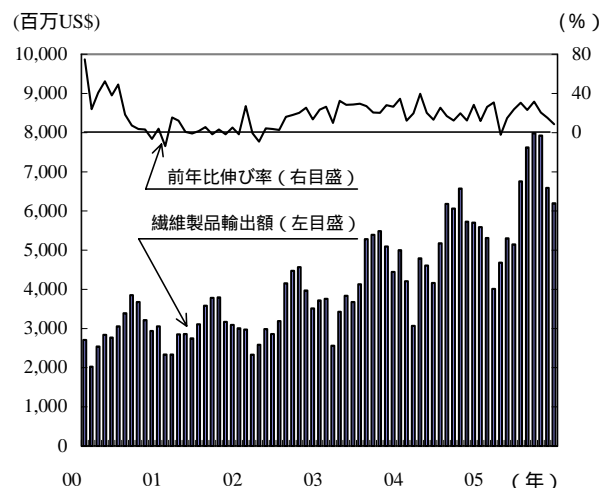
2005年1～11月の繊維製品の生産量は、前年同期比24%増となった(図表9)。これには、世界貿易機関(WTO)の繊維・衣料協定に従って、2004年12月末に世界の繊維貿易における輸入数量規制(クォータ制度)が撤廃され、欧米向けを中心に繊維製品の輸出が大幅に増えたためである。実際、欧米向けの輸出量は前年比約5割も増えた模様で、2005年1～11月の全世界向けの輸出額は前年同期比20%増となっている(図表10)。2006年についても、増勢ピッチの鈍化こそ避けられないが、増加基調を維持することは十分できそうだ。中国製品の大量流入に見舞われ、自国の繊維産業の崩壊を危惧した米国およびEUとの貿易摩擦問題に発展したため、両地域向けの輸出量を抑制する方向で協定を結ばざるを得なくなったが、その条件下でも、2006年の欧米への繊維製品の輸出量は10～15%の伸びを維持できるとみられるためである。

もっとも、最近ではインドやベトナムといった新興国の繊維メーカーも勢力を拡大しており、メーカー間の価格競争は一段と熾烈さを増している。その結果、安価な原料生産力と労働力を強みに世界一の繊維輸出国となった中国といえども、生産規模や生産体制などで見劣りするメーカーのなかには脱落するところが現れている。日系メーカーにおいても、中国生産シフトを進めたこと自体に満足することなく、協力工場を含めた生産効率の引き上げを図るなどして、コスト競争力をさらに強化することが肝要となろう。

図表 9：繊維製品生産量



図表 10：繊維製品輸出額



(資料) CEIC Data Co.,Ltd., 'National Bureau of Statistics of China'

(資料) CEIC Data Co.,Ltd., 'National Bureau of Statistics of China'



このように主要 5 業種を俯瞰してみると、2006 年は、需要こそ堅調とはいえ、メーカー各社の競争環境は決して楽観できるものではない。各社においては、自らの置かれた状況に応じて適切な一手を打つことが求められる 1 年となりそうだ。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL:852-2249-3030 FAX:852-2521-8541



2006年の中国経済を考える

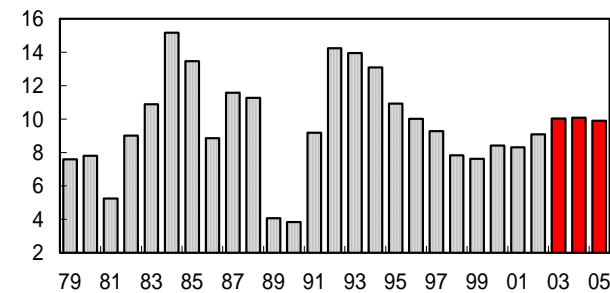
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング
調査部 研究員 野田麻里子

1. 重要課題は粗放的成長モデルからの転換

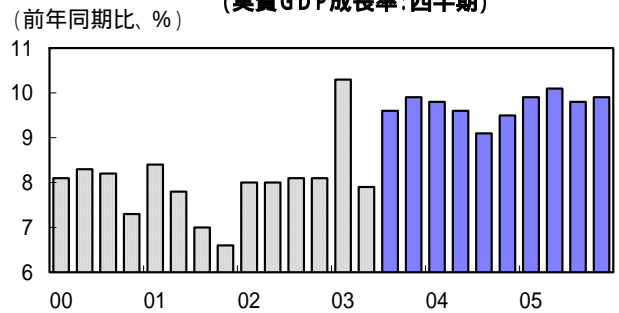
(1) 2005年の実質GDP成長率は前年比9.9%

国家統計局の発表によれば、2005年の中国の実質GDP成長率は前年比9.9%であった。これで2003年(同10.0%)、2004年(同10.1%)と3年連続でほぼ10%の高成長が続いたことになる(図表1)。四半期ベースでは2003年7~9月期以降10四半期連続で前年同期比9%超の成長が続いており、中国経済の勢いにはいささかの衰えも見られない(図表2)。

高成長の牽引役は2003年以降、前年比二桁台の拡大が続く第二次産業である。また、2004年、2005年については第一次産業もそれまでの前年比3%前後から5~6%に成長が加速しており、成長率押し上げ要因となっている。

図表1. 3年連続で約10%の高成長が続く
(前年比、%) (実質GDP成長率: 年次)

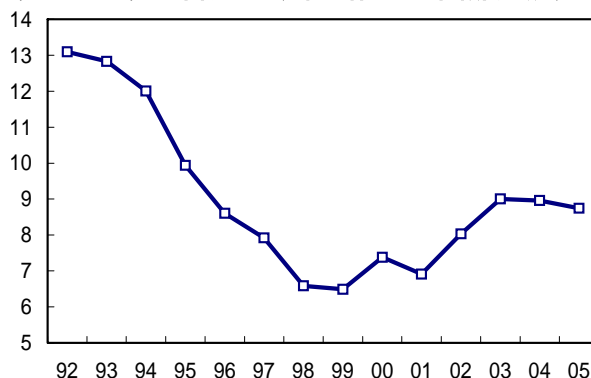
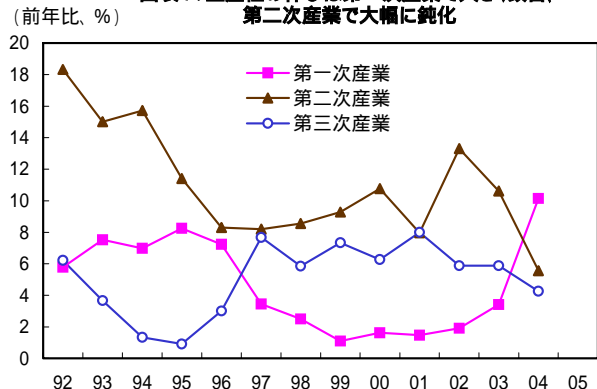
(出所)CEIC

図表2. 10四半期連続9%超の成長が続く
(前年同期比、%) (実質GDP成長率: 四半期)

(出所)CEIC

(2) 高成長持続の鍵は粗放的成長モデルからの転換

2006年についても内外需の堅調を背景に第二次産業を中心に拡大傾向が続くと見られる。ただし、ひとつの懸念材料は足元、生産性の伸びに鈍化傾向が見られることである(図表3)。2004年までの産業別統計を見ると第一次産業で生産性の伸びが大幅に改善する一方で、第二次、第三

図表3. 生産性の伸びの鈍化傾向が続く
(前年比、%)(注)生産性 = 実質GDP / 就業者数。
(出所)CEIC他図表4. 生産性の伸びは第一次産業で大きく改善、
第二次産業で大幅に鈍化
(前年比、%)

(注)生産性 = 産業別実質GDP / 産業別就業者数。産業別実質GDPは当部試算。(出所)CEIC他



次産業で生産性の伸びの鈍化傾向が見られる（図表4）。

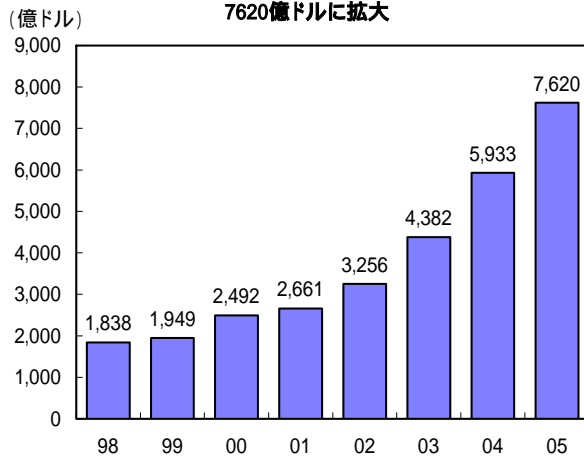
こうした状況は、成長持続のために成長の「質」を高めることが必要であること、すなわち「粗放的成長モデル」からの転換が中国経済にとって重要な課題であることを示唆している。

2. 高成長の牽引役・輸出の現状と展望

（1）2005年の年間輸出総額は7620億ドルに拡大

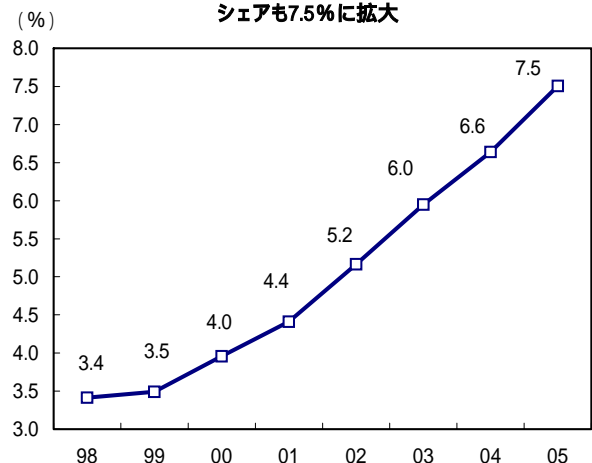
中国税関総署の発表によれば、2005年の中国の輸出総額は前年を約1700億ドル上回る7620億ドルにのびたという（図表1）。2001年（2661億ドル）から5年間で中国の輸出額は約3倍に拡大した計算になる。この結果、世界輸出に占めるシェアも2001年の4.4%から2005年には7.5%に拡大した見込みであり、ドイツ、米国に次ぐ世界第3位の輸出大国としての面目躍如といえよう（図表2）。

図表1. 05年の中国の輸出額は7620億ドルに拡大



（出所）CEIC

図表2. 世界輸出に占める中国のシェアも7.5%に拡大

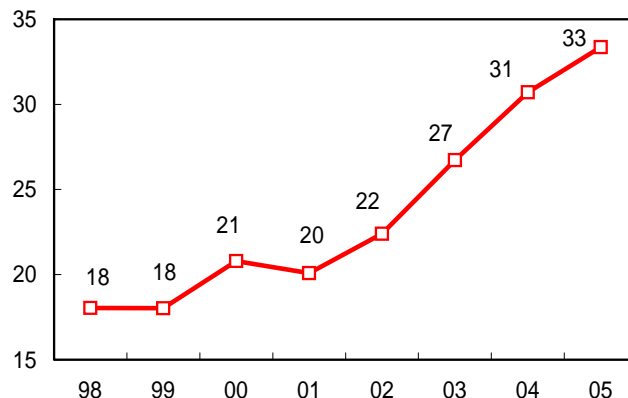


（出所）CEIC、IMF （注）05年の世界貿易はIMF予測値。

一方で、中国経済の輸出依存度（GDPに占める輸出の割合）も2005年には33%に上昇したと見られ、輸出が投資と並んで高成長を続ける中国経済の重要な牽引役であることが確認できよう。同時に、今後の輸出動向が2006年の中国経済の動向にも大きな影響を与えると考えられる。

図表3. 中国経済の輸出依存度は一段と高まる

（通関輸出額/名目GDP比、%）

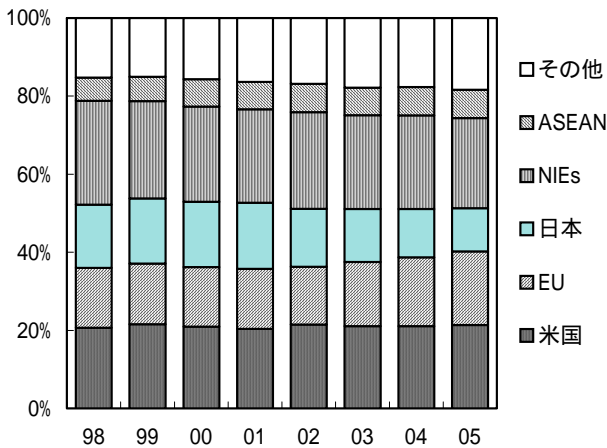




(2) 市場の多角化と品目の高度化が進む中国の輸出

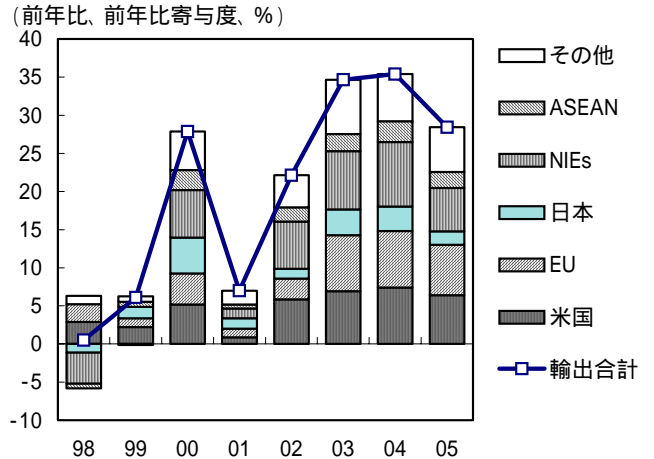
中国にとって最大の輸出市場は依然として輸出の約2割を占める米国である(図表4)。次いでEU、日本の順となるが、ここ数年、EU 向けの輸出の伸び率が米国、日本はもとより NIEs (ここでは香港、韓国、台湾の合計)、ASEAN 向けを大幅に上回る状況が続いている。このため、輸出の拡大に対する寄与度で見た場合、近年、EU の存在感が大きくなっており(図表5) 結果として米国、EU、NIEs のそれぞれに輸出がほぼ2割ずつ振り分けられる形となっている(図表4)。

図表4 . 最大の輸出市場は依然として米国



(出所) CEIC (注) NIEs は香港、韓国、台湾の合計。

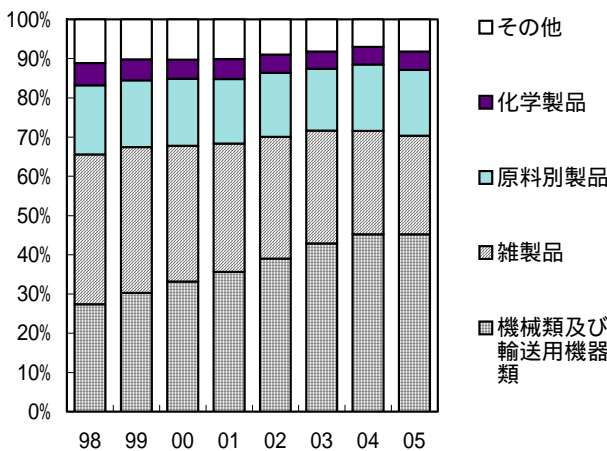
図表5 . EU向けの輸出の増加寄与度が高まる



(出所) CEIC (注) NIEs は香港、韓国、台湾の合計。

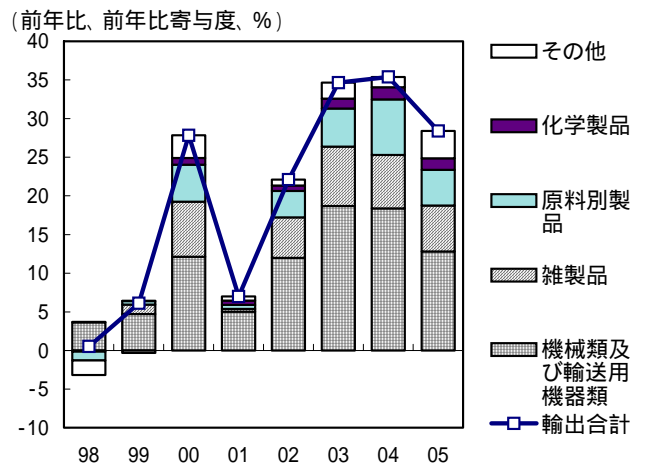
一方、輸出品目別のシェアの推移を見ると、衣類・履物といった雑製品に代わって電気機器をはじめとする機械及び輸送用機器類のシェアが大きく拡大しており、低コストの優位性を活かした輸出品から付加価値の高い輸出品へと輸出品目の高度化が着実に進んでいることがうかがわれる(図表6、7)。

図表6 . 輸出品目の高度化が進む



(注) 05年は1-11月実績の年率換算値で試算。
(出所) CEIC

図表7 . 輸出拡大の牽引役は機械類

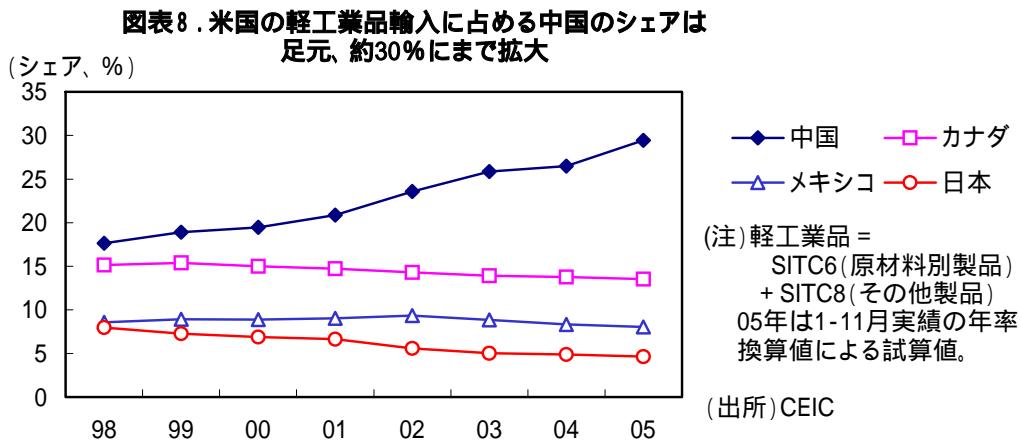


(注) 05年の品目別寄与度は1-11月実績の年率換算値で試算。
(出所) CEIC



(3) 2006年の輸出環境を占う

今後の中国の輸出動向を考える上で注意すべきポイントの一つは米国あるいはEUといった主要輸出市場との貿易摩擦であろう。特に米国は今年が中間選挙の年に当たるため、中国の輸出攻勢が雇用機会の減少につながっているといった論調で注目され、摩擦が再燃する可能性がある。しかし、米国にとって今や中国は主要な軽工業品の供給者としていわばビルト・インされた存在とも言えるだけに(図表8)この分野で大幅に中国の輸出が抑制される可能性は小さいと考えられる。ただし、米国と中米諸国との間の自由貿易協定(DR-CAFTA)が発効した場合には、繊維など中国の得意分野でシェアが脅かされる可能性もある。



一方、輸出品目の高度化の中で、中国は低コスト優位性+ の競争力、例えばブランド力などの向上を迫られるようになってきている。しかし、新たな競争力の確立は短時間では難しく、今後の輸出市場でのシェアの拡大は以前に比べればゆっくりとしたテンポになっていくと見られる。

もっとも、2006年は米国をはじめ世界経済が堅調な拡大を続けると見られることから、中国の輸出環境のペースは良好と言えよう(図表9、10)。また、FTAを通じたASEAN諸国との貿易関係の緊密化は中国の輸出拡大を下支えすると考えられる。さらに近年、経済協力関係の強化が進むロシア、インドなど近隣の大国はこのところ高成長を背景に消費ブームに沸いており、中国の輸出には追い風である。

以上、総じて見れば、2006年も、ほぼ2005年並みの堅調な輸出拡大が期待できると考える。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail: mariko.noda@murc.jp ホームページ: <http://www.murc.jp>



人民元相場の動向と新 OTC 市場について

東京三菱銀行* 上海支店
為替資金課長 石田 真佐人

最近の人民元為替相場動向に関しては、中央銀行は緩やかな人民元高を許容するとの見方が太宗であり、一部の投資銀行などの少数が為替相場調整のみで国際収支均衡を図るとして、10~30%もの大幅切り上げを予測しています。筆者は前者に属しております。

例年春節前のこの時期、国内外で人民元切り上げ論が高まる傾向がありますが、今年は近年なく静かな状況にあります。

中央は、年初に稼働させた新 OTC 市場の安定稼働を重視し、為替相場形成に占める国家関与度合いを引き下げていくことを優先させるのではないかと、トップダウン型の政策（中央決定による人民元高誘導）はこの流れに反するものとして、選択し難いのではないかと考える市場参加者が多くなっていることが、切り上げ論が下火となっている理由の一部であると考えます。

年始に稼働した OTC 市場を中心に以下纏めてみました。

1月4日、外貨取引センター（中央銀行傘下の公営為替ブローカー）は、新しい人民元対外貨為替売買システム“詢価交易系统（以下 OTC 市場）”を稼働させました。これまでの外貨取引センターの人民元為替売買システム“競価交易系统”では、外貨交易中心と商業銀行間の人民元為替売買のみが許容されていたのに対し、新しい OTC 市場では、商業銀行間の人民元為替売買取引が許容され、為替相場形成の役割が一義的に商業銀行に委ねられています。昨年7月の為替制度改革に続く、極めて重要な為替制度・為替市場改革に位置付けられるものであったと考えます。

当面の間、両市場が並存することとなりますが、当局は、可能な限り市場参加者が OTC 市場の利用を志向するようブローカレッジ手数料の設定を行っております。具体的には、競価交易系统のブローカレッジ手数料が一日のネット取引額の 0.03%（約 0.0024 元 / 1 米ドル）に対し、OTC 市場ではグロス取引額の 0.001%（約 0.00008 元 / 1 米ドル）とし、両者間に 30 倍もの手数料差を設定しています。競価交易系统における外貨取引センターの役割は、決済リスクの負担、決済事務を含んでいるのに対し、OTC システムにおける外貨取引センターの役割は、取引システムの提供、管理に留まっており、外貨取引センターの役割の差に基づくブローカレッジ手数料差であると説明されています。事前の市場の予想・期待に比べ、極めて大きな手数料差であり、当局が極めて強く OTC 市場の拡大を望んでいることの表れであると考えます。



手数料設定以外に OTC 市場の拡大に向けて導入した仕組みが、マーケットメーカー制度です。マーケットメーカー制度とは、商業銀行の中から公式に選ばれた銀行が、人民元為替市場で活発な取引を行い、為替市場に流動性供給する役割を担わせるとするものです。マーケットメーカーは、その義務として、市場稼動時間帯連続して売り相場・買い相場のクオートを行うことが求められており、またその権利として、一般商業銀行に比べ大きな為替ポジション枠（但し人民元ショートポジションのみ）や、将来的な新商品試験取り扱い時の優先権等を保有することとなります。現在認定されているマーケットメーカーには、大手四大商業銀行、他大手地場商業銀行、主要外資系銀行が含まれており、既にバランスが取れていると言えますが、国家外貨管理局は敢えてマーケットメーカー資格を固定のものとし、不定期にマーケットメーカー資格の見直しを行うこと、パフォーマンス次第でマーケットメーカー資格の剥奪もあり得るものとして、マーケットメーカー行各行に積極的に取引を行うよう無言の圧力をかけております。この結果、マーケットメーカー主導で OTC 市場が短期間に急拡大し、既に競価市場を上回る規模に成長しております。公式な統計の発表はありませんが、市場関係者の間では、全ての銀行間人民元為替取引における OTC 市場の割合が、既に 8 割近くに達していると推測されています。

OTC 市場の稼動に合わせ行われたのが、中央銀行公表相場の算出方法と 銀行間為替取引から交換までの標準日数の変更です。

国家外貨管理局は、従来外貨取引センターの終値（正確には市場クローズ前最終五取引の平均、尚、昨年 7 月 21 日の人民元為替制度改革前は、一日の外貨取引センター全取引の加重平均相場であった）を夕刻発表し、翌営業日の公表相場としておりましたが、今後は主要行の予測相場などを材料に、国家外貨管理局が当日の午前 9 時 15 分に発表する形式へと変更を行いました。

昨年 7 月の人民元為替制度改革以降、人民元が小幅ながらも変動化し、翌営業日の公表相場が午後 3 時半に判明することの弊害**が大きくなっておりました。結果として、翌営業日の為替相場と当日の為替相場を比較した後に人民元為替取引を銀行に持込ことが可能となり、大手中資系銀行より、公表相場決定方式の見直しが強く求められておりました。

**中国は広大な国土に時差を設定しておらず、西域の都市には、午後 7 時近くまで、銀行に人民元為替取引が持ち込まれる商慣習が存在します。

銀行間為替取引から交換までの標準日数の変更に関し、以前より当局、外貨取引センターは、主要商業銀行との間で活発に意見交換を行っておりました。人民元商慣習（資金取引では翌営業スタート取引が基本）に合わせ、引き続き T+1（取引日から一営業日に通貨交換を行う）とすべきとする者、国際標準に合わせ T+2（取引日から二営業日に通貨交換を行う）とすべきとする者に二分されておりました。今回 T+2 が採用されたことにより、昨年五月に稼動した外貨間直物為替取引システムと競価取引システムの一体化に向けた最大の障害が排除されたこととなります。今後近い将来に両システムが統合される可能性があるのではないかと考えます。



新聞報道等で御高承の通り、1月23日、弊行は邦銀で初めて、人民元為替マーケットメーカーとして国家外貨管理局よりの認定を受けることとなりました。人民元為替市場における位置付け、リスク管理体制、円元決済協定に遡る歴史など、総合的な評価を頂いた結果であると考えております。

マーケットメーカーとしての職責を果たしつつ、金融商品先行解禁等、今後は一般商業銀行にはないサービスを率先して提供して参りたく考えております。

以 上

* 弊行は2006年1月1日より“株式会社三菱東京UFJ銀行”として発足致しておりますが、中国拠点につきましては関係当局の認可を前提に2006年3月20日に合併を予定しております。



スペシャリストの目

投資：総経理道場「市場攻略のための戦略再構築の進め方」(上)

UFJ 総研（上海）有限公司*

董事・総経理 太田 謙二

(要 旨)

1. なぜ「中国事業戦略の見直しが急務」なのか？

4倍速で変化するチャイナスピードと経営現地化レベルのギャップが限界にきている。

2. 再構築が迫られる背景にあるのは何か？

事業戦略不適合に起因する「市場機会の喪失」と「事業リスクの増大」である。

3. 日系企業に適した戦略構築方法とは？

「戦略プロセスマップ」を活用し、ビジョン～ミッション～ビジネスモデル～ソリューション～管理能力を評価し、現地化レベルにあった事業戦略システムづくりを行う。

貴社中国事業の戦略診断

近年、内販市場の攻略をめざす日系企業は増加の一途にある。一方、生産拠点づくりとは異なる様々な問題に直面し、当初のF/S(事業目論見)で見込んだ計画達成との乖離が激しく、苦慮しているという企業も後を絶たない。コンサルティング現場においても市場開拓に関するテーマが昨年から急増している。実際にマーケティングに関する「異文化経営アセスメント」¹の実施後、営業職向けの教育体系づくりを行うのが一般的であったが、それに加えて事業戦略の見直しが必要となるケースが増えている。また同時に「事業戦略の不適合」に起因する経営リスクも高まりつつある。

そこで今回と次回 の 2 回にわたり、中国市場参入をねらう日系企業のための「事業戦略再構築の進め方」と題し、現法経営の「何を(What)」「どのように(How)」変えていくべきかについて緊急提言を行う。

まず中国事業に従事する方々に下記の自社チェックを行っていただきたい。果たして貴社の場合いくつ「Yes」といえるであろうか。

- Q1. 全社の対中ビジネス規模(対中貿易額・現地生産販売)は大体把握できている。
- Q2. 現地法人は出向者人件費も含めて管理会計で把握されており、独立採算体制が確立中。
- Q3. 今後3年間の中国市場発展の見通しに関し、社内で共通のコンセンサスがある。
- Q4. 総経理は現法の定量的な業績評価となっており、任期も業績次第で決まるしくみである。
- Q5. 現地採用の中国人社員から5年以上勤務した部長職が誕生し、幹部候補生として活躍中。
- Q6. 中国事業の失敗事例と対策に関する情報は歴代引き継がれている。

¹ 中国現地法人の経営現地化レベル評価のために当社が導入している分析手法



上記質問のうち、4つ以上 Yes と言える会社は、ここから読んでいただく必要はないほど戦略的な事業運営が行える体質がすでにできあがっている企業といえよう。ただ実際にはなかなか実現していないケースが多いのではないかと。なぜなら、日本本社の海外事業オペレーションの本質はあまり変化していないことと、経営の現地完結化の進むペースに比べて、中国事業環境の変化があまりに速いからである。製品の陳腐化スピードで比較し日本の4倍速とも言われる。このギャップ拡大のスピードは、年々加速しており、もう待った無しの状況にある。結果として、内外企業間での競争レベルが非常に高い商品分野では、日系企業は惨敗の様相を呈している。話題性のある企業についても特定の市場分野や地域に限定されるなど成功のニッチ化がすすんでいる。

一方、台湾の上場企業は大陸概念銘柄として大陸での市場開拓が株価に連動する資金調達モデルを武器に中国で一兆円規模の輸出額を誇る鴻海精密等を筆頭とするIT分野や統一企業などの食品分野では多拠点化を通じた事業シナジーを活かすなど大きな成功を収めている。大陸での収益額は投資家にディスクローズされており、事業目標も定量的にクリアになっている。またサムソンやLGに代表される韓国勢は、中国本社構想の下、自律性の高い経営を志向し、コスト競争力では地場企業にも負けないほど実力を高めている。さらに大手国有企業は、地元政府からの有形無形の優遇措置を得ながら、M&Aによる経営統合で急拡大を図るなど、それぞれ独特の戦略を通じた事業展開を進めている。

高度成長を遂げる中国市場への期待値は高まる一方であるが、日系企業のビジネススタイルに適合した戦略調整がうまく進まないとなれば成功企業は減少の一途となるであろう。今こそ戦略再構築のタイミングにある所以である。

戦略不適合によって進行する経営上の問題とリスク

事業戦略の見直し、と上段に構えると何か大仰に聞こえるかもしれないが、戦略不在に起因する問題は現地法人では実は頻繁に発生している。

例えば、あなたの現地法人では、次のようなことは起こっていないだろうか。チェックしていただきたい。

ある商品で高シェアを取れたが、2,3ヵ月で市場ポジションが大きく低下してしまった。

開発スピードが常に後手に回り、コスト競争に直面しているが対策が見えない。

代理店の育成の遅れにより、地域拡大と市場開拓が例年計画どおりに進まない。

人材の流動化が激しく、特に管理職や営業マンの離職率は年二割にも達する。

中途採用者の給与レベルが現行の給与水準より高くなるためなかなか採用できない。

与信管理が徹底できず、回収不能の懸念が高まりつつある。

上記は、多くの内販型企業が直面している問題点であり、実際にご相談も多い。実はこれら個々の問題の背景には複雑な現地事情がある。そして強力な総経理のリーダーシップを背景に体系的なアプローチをじっくりと進めていかないと解決しないものである。従業員の業務経験が浅く忠誠心も低く、トップ自身がローテーションで頻繁に交代している組織では、適切な事業戦略を選択した現法経営を志向していかないと日本国内のように「全従業員が努力を重ね、力をあわせれば何とかなる…」ということは絶対



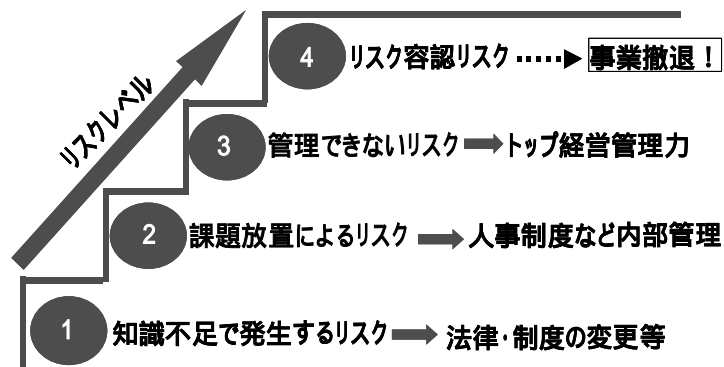
に起こりえないのだ。

またこれらの問題は、経営上のリスク管理項目としても看過できない。つまり戦略が無いことによって抱えるリスクレベルが高まっていくということである。日本では、経営リスクは長年その業務に携わることで無意識のうちに回避できるケースが少なくないことを経営者は知っている。ただ中国の現地法人ではそうはいかない。

図 1 は現地法人のリスク管理上のポイントを表したものである。これらのリスクレベルは、事業環境の変化に対する問題意識の欠如、内部組織における人任せ主義、派遣経営者のマネジメントスキルなどが原因となって高まっていく。リスク容認リスクは事業撤退にまで波及する高レベルのものであるが、経営リスクを管理項目ごとに優先順位をつけて分類してみると意外に多くの企業が直面しているものである。

日本本社や事業部の遠隔操作で経営管理を行っている企業は比較的多いが、WTO 加盟以降加速している法改正の頻度や事業環境の変化スピードを鑑みると、現地にリスク判断と有効な対策オプション選定に関する権限委譲をしていないこと自体がリスクと言えよう。つまり現地にリスク回避の

図 1 現地法人リスクレベル



ための判断基準を与えない企業はリスク容認型企業とも言えるのである。

例えば、現地への設計部門移転で量産試作などを完結できる体制でコストダウンすることが至上命題（市場撤退リスク）であると分かりながら、設計部門は日本に温存する一方で組立ラインの増設を行う日系企業などはその一例である。以上が市場と組織の戦略不適合によってリスクが発生する仕組みである。

事業戦略を構成する要素 「戦略プロセスマップの活用」

それでは自社戦略の再構築に着手するにはどうすればよいのであろうか。

通常のアプローチは SWOT 分析などを通じて、自社がおかれている事業環境分析から行うが、往々にして当面の問題解決手段を議論するに留まるケースが多く中途半端になりやすい。

一例をあげると、市場が確実に二桁成長が確実に、自社の製品ポジションも同業他社に比べてそう悪くない時、次の議論として出がちなのが、「広告宣伝を増やそう」、「供給量を増やすために企業買収しよう」といったことである。ただこれらはソリューションであり、戦術的レベルの話である。広告宣伝費を確保するための判断指標づくりや M&A する企業の与信はどうやって行うか、などを議論しているうちに、予算倒れや信用情報が不十分で意思決定できないまま放置されがちである。

ここで用いる手法は、「戦略プロセスマップ」²と称するもので、事業戦略～戦術そして新たな戦略づくりに還流するまでの流れを事業ステップに応じて組み立てていくコンセプトに基づいて作成するものである。（図 2 参照）

² 事業戦略構築時に当社が活用している評価ツール

まず、この戦略マップにおいて、その中核にあるのは「ビジョン」である。

「ビジョン」とは通常、経営者が事業を通じて実現したいと願うことである。ただ多くの日系企業は雇われ総経理であることが多いため、赴任期間を想定した現地法人に特化した中期ビジョンということでも良い。

ただできれば中国事業に特化した長期ビジョンを描くことがベストである。

かつて松下幸之助氏は中国への事業進出にあたり、鄧小平氏に対して、「我々は技術を通じて貴国の近代化のお役に立ちたい」と述べた。以降、松下電器は中国に商売をしに来たのではないというスタンスを貫いた。その意を受けて、多くの技術移転が行われた。勿論、それらのプロジェクトは結果として、収益をもたらしたことは言うまでもない。

次に「ミッション」であるが、これは現地法人のトップとしての事業使命であり、3年間の中期事業計画に反映される。戦略の方向性はこの中でビジョンを実現する事業コンセプトと定量的な経営計画に落とし込まれる。特に異文化経営において重要なのはこのコンセプトづくりの部分である。

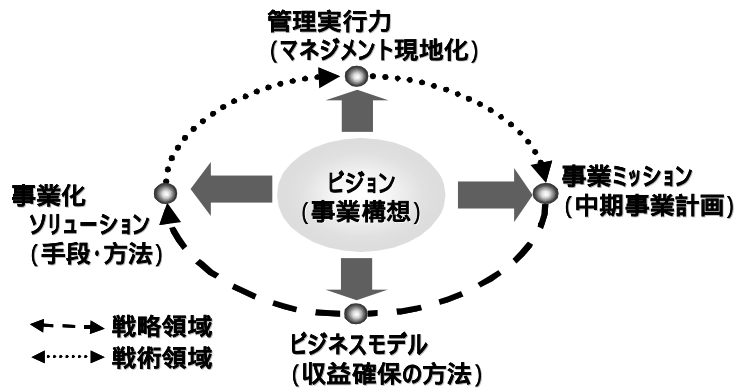
コンセプトはビジョンを確実に実現するための経営様式を短いキーワードで表現される。例えば、ハイテク技術を有する中小企業が中国進出を図る場合、「コア技術の内省化とノンコア技術分野のファブレスネットワーク」というコンセプトが考えられる。実際ある超精密金型メーカーは、コア部分は製造設備まで自社開発にこだわり内省化し、コスト力が勝負の普及品は、浙江省北部に集積する民間の金型会社を調達先としてフル活用し、売り上げを伸ばしている。

次のプロセスに来るのが「ビジネスモデル」である。これは儲けの源泉をどこから、どう得るのか、ということである。輸出型企業であれば「本社からの委託生産」ということになるが、内販型の場合は、チャネルの組み合わせで分類しなくてはならない。例えば、企業顧客は直販で一般ユーザーは代理店経由で販売、というビジネスモデルがある。ただ最近は、チャネル間での境界が不明確でバッティングがするケースが多いことや、代理店任せではどうも拡大スピードが遅い、という問題が挙げられている。ビジネスモデルは今後流通業の多様化や消費スタイルの高度化とともに進化させていかなくてはならないものである。広域販売網を築く上ではフランチャイズ経営を通じたきめの細かいワンツーワン・マーケティングを採用する日系企業もある。

ビジネスモデルに続くのが、「事業化のソリューション」と「管理実行力」である。

「ソリューション」は前述の通り、戦略そのものと誤認識されていることが多い。経営問題解決の一手段としての「教育戦略」はあるがこれは人材現地化ビジョンの下、実行される一つのソリューションである。「M&A 戦略」は M&A 手法自体を戦略的に行うという観点では理解できるがあくまで、短期間での事業規模拡大と特定市場確保、という事業展開コンセプトに続くソリューションである。

図2 戦略プロセスマップ





「管理実行力」は、現場での実行力、目標達成力である。当然、日系企業の企業文化や価値観をよく理解した中国人管理職がうまく組織で機能しながらトップマネジメントを支える、という現地化された組織力をベースに構築されるものである。

往々にして、現法設立後日が浅く、この管理実行力が不足するため、描いた事業戦略が実践できないというジレンマに陥る企業が多い。ISO の導入や成果重視の人事制度づくりに取り組む企業が多いが、これを高めるには、ツール導入だけではおぼつか無いものである。管理者にやる気を出させるとともに企業の発展を感じさせるような夢のある事業ビジョンの下で有効なビジネスモデルを機能させていかななくてはならない。

我々は、ビジョン～ミッション～ビジネスモデルからソリューションに至るまでを戦略領域と定義している。その後ソリューション～管理実行力という戦術レベルの向上によって、さらに新たな事業ミッションを生み出すのである。これが戦略 戦術 戦略再構築へのシナリオである。

このように一口に戦略再構築と言っても、経営プロセスに沿った構成要素をひとつひとつつくりこんでいくことによって、より具体的で実践的なものとなる。

来月は実際にこのプロセスマップを活用した実際の戦略再構築の事例紹介を行う。

以 上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

UFJ 総研(上海)有限公司*

上海市長寧区延安西路 2201 号国貿中心 2207 室

TEL : 86-21-6295-3534 FAX : 86-21-6295-4110

*親会社の統合に伴い社名変更の予定です。

**法律：中国の新会社法の留意点～第一回<有限責任の否定>**

リチャード法律事務所

法律顧問 高居宏文

2006年1月1日より中国で新会社法が施行された。新会社法は、外資企業法及びその実施細則、中外合資経営企業法及びその実施条例、中外合作経営企業法及びその実施細則（以上、三法をまとめて一般に「三資法」という）の一般法としての地位にあるので、三資法に定めがなかったり又はその定めが不明確な場合、或いは三資法において新会社法の適用を排除することが明確な特別な定めがない限り、原則として、独資会社、中外合弁会社、中外合作会社（以下、三社まとめて「三資会社」という）にも適用される。

今回の会社法の改正はかなり膨大な量に及ぶので、改正箇所を一つ一つ詳細に説明することは紙面の都合上できない。そこで、外国投資者又は三資会社に密接に関わる重要な点をピックアップして数回に分けて論じることにはしたい。まず、初回は、「有限責任の否定」についてである。

新会社法施行前又は施行後、弊所に対し、「独資会社は有限責任がなくなるのでしょうか？」という問い合わせが相次いだ。恐らく、各方面から情報を入手してこのような問い合わせがあったと思われるが、果たして実際はどのようなのであろうか？

まず、新会社法により有限責任というものがそもそも否定されたのか？新会社法第三条によると、「会社はその全部の財産を以って会社の債務に対して責任を負う。有限責任会社の株主はその引き受けをした出資額を限度として会社に対して責任を負う」としている。すなわち、有限責任の肯定については改正前と同じである。三資会社については、三資法において「有限責任会社」である旨が明確に謳われているので、その出資者は新会社法施行後も引き続き有限責任の恩恵を受けることができる。

それでは新会社法の有限責任に関する改正は何かというと、所謂「法人格否認の法理」の明文化である。「法人格否認の法理」については、なじみのない人がいると思うので、簡単に解説すると、独立の法人格をもっている会社においてもその形式的独立性を貫くことが正義公平に反すると認められる場合に、特定の事案の解決のために会社の独立性を否定して、会社とその背後にある株主又は出資者とを同一視し、株主又は出資者にも会社の抱える債務又は責任を負わせようとする法理である。「法理」と後ろについていることから分かるように、日本法のもとではこれは明文化されておらず学説、判例の次元でのものである。しかし、中国の新会社法はこれを明文化した。



なぜ、新会社法はこれを明文化に踏み切ったかという、中国は社会主義を建前としているものの、皮肉なことに実際には敵対する資本主義が生み出した有限責任制度を悪用する例があまりにも多いからである。中国においてはベンツや BMW は大体日本円で 1000 万円から高いもので 2000 万円くらいする。そんなに値段が高いので中国ではこれを運転している人は少ないと思いきや、ベンツや BMW を運転している人は少なくない。彼らは、個人でこれを所有しているケースは少なく、大体会社がローンを組んでこれを買って支配株主がこれを使用する。そして、会社が危なくなったら価値のある財産や現金を他に移転して計画倒産し、株主は有限責任を隠れ蓑にし会社債権者の追及から逃れるといったケースが多いのである。

有限責任制度というのは、そもそも株主にある一定のモラルがあって初めて効果を発揮するものである。そのモラルがなく、事実上会社と株主が一体となっており、有限責任制度を濫用していると思われる場合に、会社債権者を犠牲にしてまで出資者に有限責任の恩恵を与えることは却って社会に害悪をもたらす。この場合、社会正義の観点から株主に会社の債務に対して責任を負わすべきである。

それでは、新会社法は、どのような場合に株主の有限責任を否定することにしたのか具体的な規定を見てみることにしよう。

第 20 条第 3 項

株主が会社の法人格の独立性及び株主の有限責任を濫用し、債務を免れ、債権者の利益を著しく損なった場合、会社の債務に対しても連帯責任を負わなければならない。

第 64 条

一人有限責任会社の株主が、会社財産が株主の自己の財産と独立していることを証明できない場合、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。

それほど難しい規定ではないので、読んでその意味が理解できると思われるが、簡単にコメントしておく、第 20 条第 3 項はすべての会社に適用される一般規定であり、第 64 条は一人有限責任会社に対してだけ適用される特別規定である。両規定は表現形式こそ異なるが、ともに「法人格否認の法理」をバックグラウンドとしている。したがって、一定の条件の下に株主の有限責任を否定する点では共通している。しかし、その条件の寛厳の程度が両者でかなり違う。両者の違いは、債権者が実際に責任を追及する場合に大きく現れる。

第 20 条第 3 項の場合、会社の債権者が株主に対し会社の債務について連帯責任を負わせようと思えば、会社の債権者は、株主が法人格の独立性及び有限責任を濫用し債権者に損害を与えたことをまず立証しなければならない。この濫用の事実は、濫用した本人はよく分かっているものの帳簿の詳細を閲覧できない債権者ではなかなか立証できるものではない。したがって、外からも



分かるような濫用がない限り、当該条項が適用されるケースはあまりないであろう。

それに対して、第 64 条では、会社の債権者は、第 20 条第 3 項のように濫用の事実を立証する必要はなく、責任追及される株主が「会社財産と自己の財産が独立している」ことを立証できない限り、会社の債務に対して連帯責任を負うことになる。極端な言い方をすれば、会社の債権者は何ら立証しないで、株主に対し会社の債務に対して連帯責任を負うことを主張することができ、株主は財産の独立性について証明ができない限り責任を負わされるのである。一人有限責任会社は、今回の新会社法で初めて認められたものだが、このような一人有限責任会社に重い責任を負わせたのは、一人有限責任会社を一般的に認めれば、これまで以上に株主が会社の財産について公私混同が行なわれると立法者が想定したからであろう。

第 20 条第 3 項と第 64 条の違いをもっと分かりやすいように、立証責任の観点からイメージ的に表すと、二人以上の株主がいる有限責任会社は、原則有限責任、例外無限責任となるが、一人有限責任会社の場合、原則無限責任、例外有限責任ということになる。

したがって、会社債権者からの会社の株主への責任追及のしやすさといった点から見れば、明らかに二人以上の株主がいる有限責任会社よりも一人有限責任会社の方がやりやすい。

新会社法が登場するまで、有限責任会社を実質的に支配する株主に対して責任を追及することは、当該株主から担保の提供を受けるか、個人保証でももらわない限り事実上不可能であった。しかし、第 64 条の規定が裁判所によって文字通りの確に運用されれば、債権者としては、その取引相手が一人有限責任会社である限り、その株主に対して容易に責任追及することができる。この点、皆さんも債権回収の際に、ぜひ活用して頂きたい条項である。ただ、この 64 条の規定が的確に運用された場合、頭がよい株主は、恐らく株主を妻、子、兄弟、父母などの親戚又は友達の名義を借用して株主を二人以上にして、第 64 条の適用を避けようとするのが予想される。したがって、やはり、小規模の会社と取引する際には、その会社の支配株主から個人保証や担保の提供を受けておく必要がある点については依然として変わりないものと思われる。

次に一人の出資者しかいない外商独資会社（以下、「一人独資会社」という）には、第 64 条の適用はあるのか？一人有限責任会社は、新会社法第 58 条第 2 項を見ても分かるように、一自然人が出資する場合だけでなく、一法人が出資する場合も含むとしている。また、外資企業法及びその実施細則は、第 64 条のような規定は置いておらず、また第 64 条を排除するような規定も見当たらないので、冒頭に述べた通り、新会社法の第 64 条は一人独資会社にも適用されるものと解される。

そうすると一人独資会社の形式をとった場合、同社の財務状況が悪化しその抱える債務を弁済できなくなった場合には、その債権者が第 64 条を根拠に同社の出資者に対して会社債務について



連帯責任を負うことを求めてくることが予想される。

これだけを見ると、一人独資会社の出資者は、恐怖感を抱かれるかもしれない。確かに、第 64 条は、その内容を見る限りは、債権者にとって非常に使い勝手のよい規定となっているので、今後一人独資会社の出資者は訴訟に巻き込まれるケースが増えるかもしれない。しかも、どの程度の独立性の立証が必要かについては今後の裁判所の判決の集積を経なければ明確にならないので、免責を得る方法も現在のところ明らかでない。したがって、一人独資会社については、常に人、物、金について出資者との間で相互に独立性をしっかりと確保する透明性のある経営をしておかなければ危険である。

日本の親会社で負担すべき費用（人件費を含む）を中国の現地法人に負担させていたり、日本の親会社が中国の現地法人に提供する原料や技術料の価格を異常に高くしたり、中国現地法人から日本の親会社への製品買取価格が限りなくコストに近い価格であったりした場合、第 64 条の適用を免れない可能性が高い。

第 64 条については、今後の運用状況を十分に観察する必要があるが、第 64 条を見る限りは、対債権者との関係では一人独資会社はかなりリスクが大きくなっている点で、今後の投資形式についても再考が迫られる可能性がある。

今回は新会社法を利用したデットロック打開法について述べることにしたい。

以 上

（執筆者のご連絡先とメッセージ）

リチャード法律事務所（上海市小耘律師事務所） 上海本部

（連絡先）住所：上海市延安東路 100 号聯誼大廈 1 8 楼

TEL：86-21-6323-6200 FAX：86-21-6321-8890

E-mail：takai@rwlawyers.com ホームページ：http://www.rwlawyers.com

拠点：上海、北京、天津、ニューヨーク

毎週月曜日に弊所では法務エッセイを無料で配信しております。御興味のある方は、以下のアドレスまでに会社名、氏名、電話番号、メールアドレスをご連絡の上、以下のアドレスまでに御申込頂きます様お願い致します。saika@rwlawyers.com



税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー
齊藤 剛

今回から、三菱東京UFJ銀行「BTMU 中国月報」における会計・税務関連のテーマについて担当させていただくことになりました、プライスウォーターハウスクーパース中国会計事務所でございます。今月より会計、経営管理、税務、M&Aについて、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

会計

Question

営業許可証を取得したばかりですが、今後の開業までの期間における会計処理上の留意点を教えてください。

Answer

現行の規定では、会社設立から開業時までの発生費用全てを開業費(長期前払費用勘定)に繰延計上し、開業時に一括償却することとなっています。税務上は、開業時から5年以上の期間で費用として扱われるため(損金算入)課税所得計算を行う際に、税務調整が必要となります。また、中国の会計上、「開業時」とは、生産経営の開始日とされています。

なお、日本の連結実務上、開業費に相当するもののほとんどは、発生時に費用計上すべきものであり、中国子会社の重要性によっては、連結修正が必要となります。個々の会計処理は、下記の通りです。

経費 : 各種費用(登記登録費用・人件費・出張旅費・従業員教育訓練費・董事会費用など)は、「長期前払費用」に計上します。

棚卸資産 : その取得原価は「棚卸資産」として計上します。

固定資産 : その取得原価は「固定資産」として計上します。

また、開業準備中に発生した固定資産減価償却費も、開業費に含まれることとなります。

為替差損益 : 開業費として「長期前払費用」に計上します。

財務諸表 : 基本財務諸表では、貸借対照表とキャッシュフロー計算書の作成のみでも構いません。損益項目は発生しないので、損益計算書は不要となります。



経営管理

Question

中国現地法人の内部管理上、日本人経営者として特に注意すべき点は何でしょうか？

Answer

中国特有のカントリーリスクとして、会社資産の横領及び私的流用といった、従業員により不正行為が行われる可能性の高さが挙げられます。

まずはこのリスクを十分に認識した上で、特に、次のようなごく基本的業務における内部管理体制を強化することが必要です。

現預金出納管理業務：現金及び預金の出納に関して、日常的なチェック手続及びマネジメントによるモニタリング手続が必要。

在庫管理業務：在庫の入出庫に関して、日常的なチェック手続が必要。また、在庫残高に関して、適切な棚卸手続の整備が必要。

固定資産管理業務：固定資産の取得、使用及び処分に関して、適切な承認手続が必要。また、固定資産の残高に関して、適切な棚卸手続の整備が必要。

購買管理業務：在庫及び経費に係る発注業務に関して、適切な承認手続が必要。

売上・債権管理業務：売上の計上、売上債権の回収管理に関して、日常的なチェック手続及びマネジメントによるモニタリング手続が必要です。

なお、構築した内部管理体制は、社内規程等の明確なマニュアルを準備し、全ての従業員に対して周知することが不可欠です。

翌月以降、上記の各業務に関して、より実務的な観点から、内部管理体制の構築のポイントを解説致します。



税務

Question

2006 年から、個人所得税の基礎控除額が変更になったとのことですが、その内容を教えてください。

Answer

2005 年 10 月末、中国人民代表大会常務委員会は《中華人民共和国個人所得税法》の改正を行い、賃金給与と所得における毎月の所得からの基礎控除額を、従来の 800 元から 1,600 元に引き上げました。この変更は 2006 年 1 月 1 日より実施されています。

基礎控除額の変更に関わる切替時期の問題

2005 年 12 月、上述の基礎控除額の変更に関わる切替時期の計算を明確にするため、国家税務総局は賃金給与と所得に対して個人所得税の計算及び納税政策の切替問題に関する通達（国税発〔2005〕196 号）を公布しました。本通達には以下の規定が含まれます。

2005年12月31日以前に納税者が取得した賃金給与については、それに対する個人所得税が2006年1月1日以降に納付されるか否かにかかわらず、その税額計算及び納付においては、旧税法が規定する基礎控除額である800元を適用します（なお一部地域では異なる金額が適用されており、上海での改正前基礎控除額は1,000元です）。

2006年1月1日以降納税者が取得した賃金給与に対する個人所得税の計算及び納付は、新税法が規定する基礎控除額である1,600元を適用します。

なお、改正後の《個人所得税法》及び上記通達によると、中国国内に住所を持っておらず、中国国内で賃金給与を取得する納税義務者、及び、中国国内に住所を持っており、中国国外から賃金給与を取得する納税義務者（通常、外国籍従業員及び中国国外の永住権を持つ中国籍従業員を指します）に対する追加控除額は3,200元から変更ありません（すなわち、外国籍従業員の改正後の基礎控除額は4,800元となります）。

2005 年末から 2006 年年初の賃金給与に適用する基礎控除額の例示説明

例 1：A 社は 2005 年 12 月の賃金給与を 2005 年 12 月末に支払い、2006 年 1 月に個人所得税を申告納付 800 元（改正前、上海であれば 1,000 元）の基礎控除額を適用します。

例 2：B 社は 2005 年 12 月の賃金給与を 2006 年 1 月に支払い、2006 年 2 月に個人所得税を申告納付 1,600 元（改正後）の基礎控除額を適用します。

例 3：C 社は 2006 年 1 月の賃金給与を 2006 年 1 月末に支払い、2006 年 2 月に個人所得税を申告納付 1,600 元（改正後）の基礎控除額を適用します。



M&A

Question

弊社は中国会社の買収を検討しています。中国で買収調査を実施する際に特に注意すべき点を教えてください。

Answer

中国の買収調査の最大の注意点は、日本と比較して有用な情報がとりにくい、ということにあります。中国では公的機関を通じて入手できる情報にも限りがありますし、たとえ調査に出向いても、企業が相手に情報をなかなか出さない、という傾向が見られます。情報入手が難しい背景には、自分たちの不利になる情報は出したくない、という中国企業の交渉意識もありますが、逆にいいますと日本での M&A 調査のように協力的に肅々と進行していく情況のほうが、世界的にはむしろ例外的といえるかもしれません。調査環境のグローバルスタンダードでいえば、中国の方が普通の状態と言えるでしょう。中国の調査では、そもそもどの程度の調査をやらせてくれるのか、ということから注意を向ける必要があります。

入手可能な情報の質についても、分析に足る情報が取れるか、ということは気にかけておく必要があります。国際的な会計事務所の監査などを受けている会社の比率も多いとはいえ、過去の国営企業などにおいては、利益以上に、売上や従業員規模が企業の優越を測る重要な指標の一つであったという背景もあり、日本の企業で管理されているような詳細なコスト分析資料や、事業別損益資料、製品別損益の資料のレベルを最初から求めるというのは実質上、必ずしも容易ではありません。

日本企業からできる対策としては、まずは自分たちが調査を行う必要がある理由を明確に伝えることと、相手側にも調査を受けるメリットがあることを伝えられるか、ということにあるかどうかと思います。

もう一つのポイントは、こちらで意思決定や交渉をするのに必要な情報を絞っておくという点が挙げられます。日本と異なり、まず多めに資料を要求してポイントを後から徐々に絞り込んでいくという調査アプローチが取りにくい状況にあるので、調査目的に即した形で、最低限必要な情報の方向性はある程度決めておく必要があります。日本企業にとっては中国というアウェーでの調査だからこそ、調査目的に忠実になる、という基本に立ち戻るといことは強調しておいてよい点です。

以 上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛
中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel : 86 + 21 - 61238888
Fax : 86 + 21 - 6123880

中央青山監査法人
国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー
担当パートナー 高月重弘
日本東京都千代田区霞が関 3-2-5
霞が関ビル 32 階
Tel : 81+3-55322503 Fax : 81+3-55322504



人事：中国事業における日本人若手人材の活用

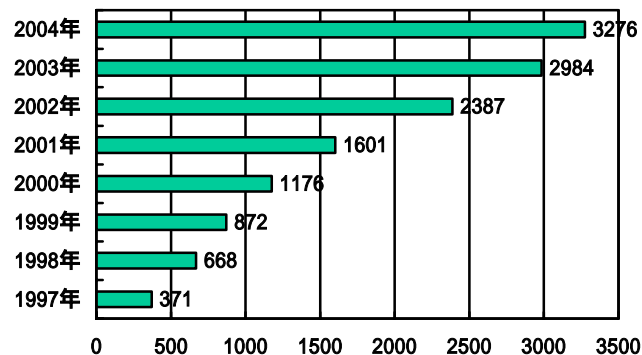
パソナアジアグループ ・パヒューマヒューマンリソース上海
シニアマネージャー 松村 扶美

2000年から始まった日本企業の第3次投資ブームを受けて、日本人の中国勤務の求人案件は増加しています。当社が上海で1997年より営業を開始した際には、在留邦人向けに営業、顧客サービス等の日本人の現地採用でしたが、近年、技術者の即戦力人材やシニアの経営管理者を中途採用する流れを経て、より高度な職種へ、より広域へと採用の広がりを見せています。また、中国での雇用形態も「現地企業との契約により就労する日本人＝現地採用」、「本社契約社員として中国勤務」など雇用契約形態も多様化しています。今回は中国事業や、中国勤務候補者になる日本人の若手人材活用をご紹介します。

若手求職者の動向

下記は、当社グループへの登録者数ですが、中国勤務を希望する求職者数は、増加しています。中国での勤務経験者や、技術を持ったシニア層以外に、中国語を活かして就職を希望する若手層の増加が顕著です。若手層は、主には、中国での留学経験や勤務経験がある、もしくは日本で中国語を勉強した20代から30代を指します。

図表1【1997-2004 PaHuma 上海 日本人 登録者推移】



中国の日本人留学生動向

現在、中国大陸で、中国語もしくは大学で専門の勉強をしている日本人の留学生は全中国で12000名を超えているといわれています。欧米に比べて比較的、留学コストも安く、日本からも近く、将来的に仕事に行かせるチャンスが多いということで中国への留学を志す若手層は増えています。留学生は、大学在学中や交換留学生が半分近くを占めますが、もう一つのグループとして、日本での数年間の勤務後、仕事を辞めて語学留学する人材が増えていることは注目されます。

留学先は北京が一番多く、6000名を超えていると言われています。外国人が留学できる大学数もトップで、外国人の語学教育に強いHSKを実施している「北京文化大学」があり、世界中の外国人が集まっています。

次が上海となっています。上海を留学先として選ぶ場合は、留学後、中国での就職を希望している人が多くなっています。語学上達のため、あえて日本人の少ない大学を選ぶ人もあり、外国人

を受け入れている大学は、全国にわたり下記の表以外にも東北や広東エリアにも留学生はいます。留学生は大きく分けて3つあります。多くの留学生は の中国語を1年～2年程度、勉強する人が多く、 の本科生になる場合でも、1年程度の漢語進修生を経て本科に進みます。

漢語進修生・・・中国語を学ぶ。半年間の履修コースなので、学習期間は選択可。1年～2年が多い。卒業資格等はなし。

本科生・・・ある一定の中国語能力を持ち、試験に合格し本科生となる。大学の正規卒業資格が得られる。4年間履修が必要。

科目履修生・・・科目を履修する。卒業資格はなし。

日本の高校を卒業後、本科生を志す人も増えており、専門課程に進む人も珍しくありません。また英語圏でも留学し、中国で更に中国語を勉強して、3ヶ国語を話せるトリリンガルを目指す人も増えてきています。

図表2【日本人留学生の数】2005年：パピューマ上海調査

		大学(留学可)	留学生
華北	北京	57	6000
	天津	23	300
	青島	5	150
	武漢	15	60
華東	上海	23	3500
	蘇州	1	60
	無錫	1	30
	南京	13	200
	杭州	7	100
内陸	成都	7	50
	重慶	7	50
	その他	10	1450
合計			12000

中国語のレベル

では留学をしている日本人の場合、中国語のレベルをどのように図ればいいのでしょうか。中国語を母国語としない中国語学習者のための唯一・公認の中国語能力認定標準化国家試験（HSK）があり、本科生を受験する場合は必須であり、目安としては、基礎が全くなく、1年間中国で勉強した場合、HSK6級取得を目標としています。最低1級から最高11級まであり、仕事で必要な中国語の場合であれば、HSK7級以上が必要です。

中国の日本人留学生就職意識

当社では、昨年12月から今年1月にかけて上海、天津、大連で中国に留学する日本人向けに就職セミナーを開催し、約250名の参加者がありました。

アンケートの結果では、中国勤務を希望する人が46%、日本勤務もしくははまだ決めかねている人が54%でした。(表3)女性の参加が59%(表4)で、参加者は大きく分けて在学中の新卒採用組、第2新卒組、転職組の3つのグループに分けられました。20～24歳までが50%近くを占め、



25-34 歳では 42% を占め、職歴年数 3 年 ~ 10 年を有しています。(表 5)

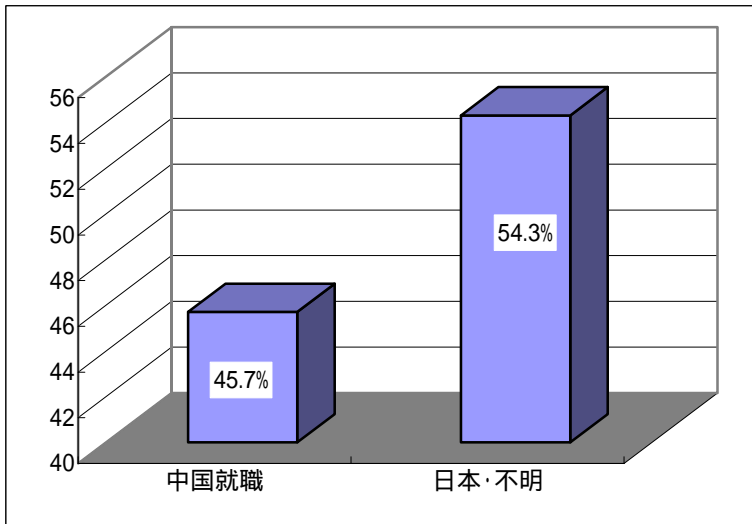
【中国で企業を選ぶ際の重視ポイント】

企業を選ぶ際には、仕事内容を一番重視していることがわかります。次に、会社雰囲気、給与水準と続きます。会社の知名度や規模の大きさは低く、教育体制の充実や福利厚生といった項目もそれほどこだわりません。(表 6)

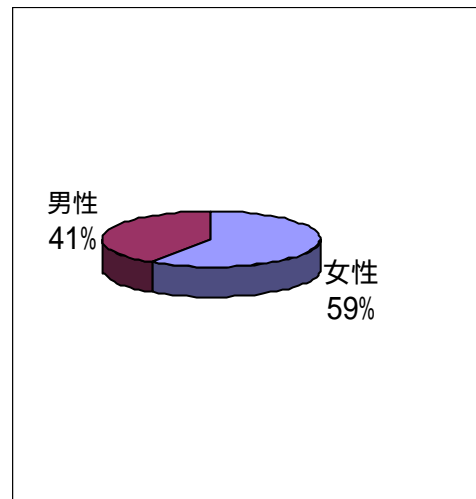
【希望勤務先】

留学先の地元志向が強い傾向が出ています。留学で馴染んだ土地で働きたい人が多くなっています。北京は、留学生が一番多く、北京での勤務を希望する人が多いのですが、日本人の就職先としては少なく、逆に広東省エリアでは中国人で日本語が出来る人材が不足しているため、日本人採用の需要が一番多くなっていますが、広東で留学している学生は少ない。

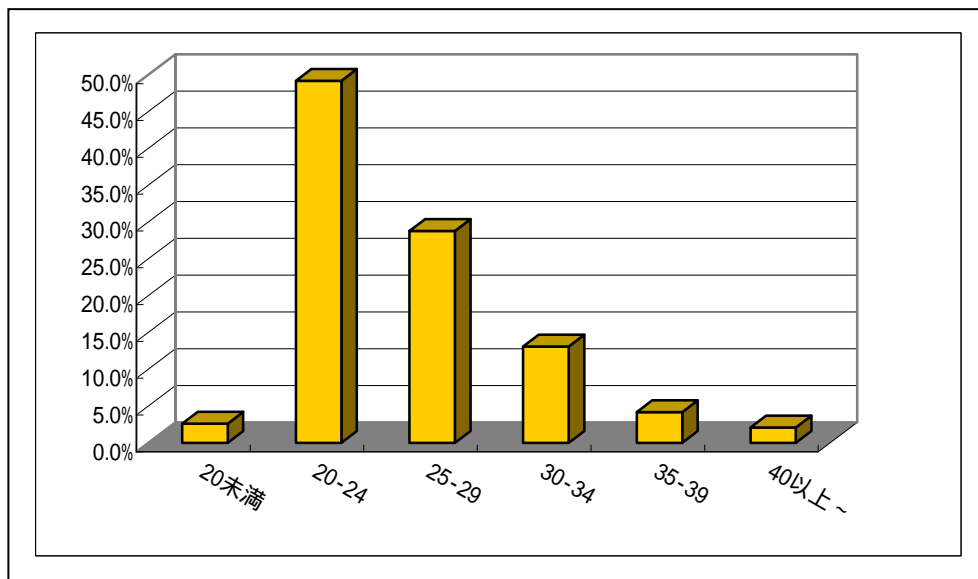
図表 3 【PaHuma Shanghai 2005.12 N=250
セミナー参加者アンケート調査】



図表 4 【性別】

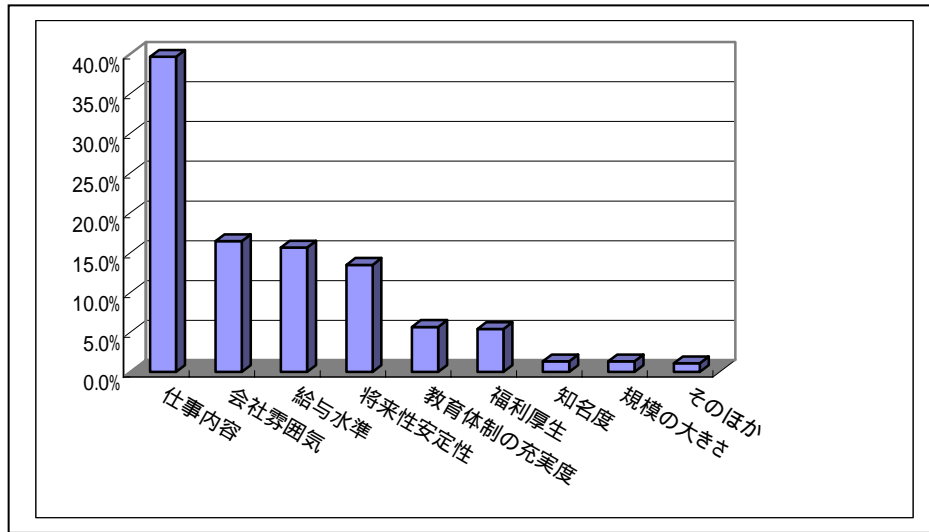


図表 5 【年齢】





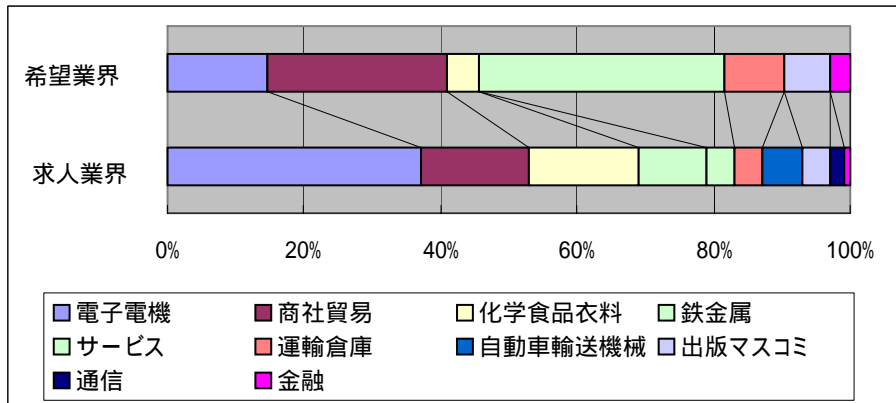
図表 6 【中国で働く際に企業を選ぶ際の重要ポイント】



中国勤務の希望業界と 2005 年度求人業界の分析：

実際の求人業界は、電機電子業界で一番需要があり、次に商社貿易、食品化学と続く
求職者の希望業界としては、貿易、サービス、メーカーが多い。他には、物流、食品など多岐にわたり、サービス業志向が強い。

図表 7 【中国勤務の希望業界とパピューマ上海 2005 求人業界実績】

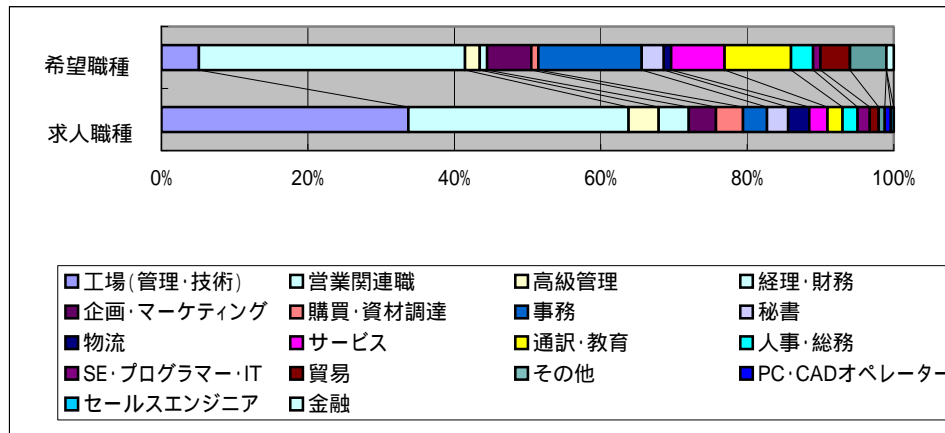


中国勤務の希望職種と 2005 年度求人職種の分析：

希望職種は、営業が 1/3 以上を占め、2005 年度の当社の求人職種の営業職種 30% とほぼ同じ割合である。語学を活かしての営業やカスタマーサービス業を志す人材が多い。
業界経歴が不問の営業の場合は、若手採用の可能性チャンスがある。
求人職種のトップは、工場関連の管理、技術職種が多い。



図表 8【中国勤務の希望職種とパヒューマ上海 求人職種実績】



中国事業における日本人若手人材の活用

日本企業が中国での現地化を勧める為には、有能な中国人の採用と活用が必要不可欠といわれています。しかし、中国勤務もしくは中国関連業務において、日本人が必要とされるポジション、期待される役割、専門性は、中国人スタッフとはまた違う役割を担って今後も必要不可欠です。具体的に、在中日本企業で日本人が求められるポジション、役割としては下記があります。

- 日本本社の経営理念の伝道役

本社との調整役、

技術移転の担い手

現地スタッフの育成

また下記の理由から、今後も日本人の採用ニーズは、引き続き高いと考えられます。

- 自社内に海外・中国業務対応可能な人材育成がされていない中小規模の企業の中国進出が多数に上り、外部からの即戦力、経験者のスカウト、中途採用が増加。

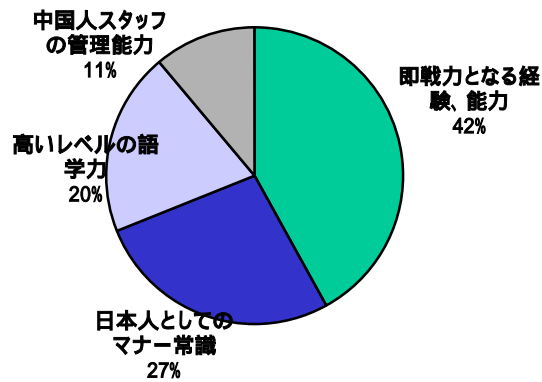
- 今後も、中国業務の拡大に伴い、社内の日本人中国業務要員不足の為、社外からの若手経験者のスカウトで対応せざるをえない。(既進出の大企業中心)

これまで、留学生の就労意識や希望職種、業界を紹介しましたが、「留学経験者」の日本人人材は、将来の中国業務を担う有力な候補生となります。留学経験者の場合、日本で新卒採用か、もしくは転職を経て日本採用として勤務する場合と、まず中国の現地で職務経験を積み、日本での帰国就職を希望する場合が増加しています。当社での参加者アンケートでも46%が中国勤務、54%が日本での就職を希望しているように、仕事内容を重視し、勤務希望地にはこだわらない、流動的な人材グループが存在しています。

現在、多くの在中の日本企業は、日本人に求める能力、スキルとしては、第一に「即戦力となる経験、能力」が42%と高くなっておりありますが、(表9)第二に「日本人としてのマナー常識」が27%、「高いレベルの語学力」20%と続き、留学経験者の若手層は、職務の経験値こそ高くはありませんが、マナー常識、高いレベルの語学力に応える有能な若手人材はあります。こうした将来の金の卵となるような人材をしっかりと見極めて採用をしていくことが中国業務を展開していく上で、必要不可欠になっているのではないのでしょうか。



図表 9【日本人に求める能力・スキル】
[PaHuma Shanghai 2004.12 N=151 在中日本企業アンケート調査]



以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国：パヒューマ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021

TEL : 86-21-5382-8210 FAX : 86-21-5382-8219

E-mail : pahuma@pahuma.com.cn

日本：パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 5F

TEL: 03-6214-12571 FAX : 03-5200-3077

E-mail : job@pasona-global.com ホームページ : www.pasona-asia.com



貿易：「11・5」期間の外高橋保税区財政補助政策解説

日中貿易経済センター
上海事務所首席代表 村岡健司

外高橋保税区管理委員会は、最近「11・5 期間の外高橋保税区財政補助経済発展の若干意見」を公布し、今後 5 年間の外高橋保税区企業に対する地方財政補助政策を打ち出した。

「11・5」とは、第 11 次 5 年規画のことであり、本年 2006 年から 2010 年までの計画を指す。外高橋保税区の「11・5」財政補助政策は、基本的に「10・5」政策を踏襲しているものの、「11・5」期間中の新たな重点業種に対する補助を追加するなど、かなり思い切った財政補助政策も盛り込まれている。

上記「若干意見」については、以下に原文の翻訳文を掲載するが、原文を読むだけでは内容を理解する事が難しいと思われるので、分かりやすく理解するために、以下に語句の解説を加え、実際に企業に還付される税金のパーセンテージを説明する。

【語句の解説】

原文の語句	解説（実質的意味）	原文の語句	解説（実質的意味）
增加值	増値税	地方財力部分	地方税収部分
利潤総額	企業所得税	○年内	2006 年から○年内
営業収入	営業税	残りの年度	2010 年までの残りの年度
個人所得	個人所得税	営業センター	下記を参照
補助	税金還付	機能市場	特定機能のある交易市場

【実際に企業に還付される税金のパーセンテージ】

以下 4 種の税金について、税率及び国と地方の税収配分比率、及び実際の還付額を簡単に以下の表にまとめて説明する。

税種（税率）	国家税収	地方税収		還付額
		上海市	保税区	
増値税（17%）	12.75%	1.7%	2.55%	2.55%
企業所得税（15%）	9%	2.4%	3.6%	3.6%
営業税（5%）	2%	3%		3%
個人所得税（5%～45%）	納付額の 60%	12%	28%	納付額の 28%

上記表中の「還付額」が、「若干意見」での「100%の補助」に当たる。

以上の解説を基に、例えば下記「若干意見」の（1）を分かりやすく表現しなおすと、

「（1）保税区内に新規に設立する貿易型企業に対して、既に納付した増値税、企業所得税の保税区地方税収部分について、2006 年～2007 年の 2 年内は 100%の税金還付（増値税は 2.55%、企業所得税は 3.6%）を行い、残りの 2008 年～2010 年までの年度は 50%の税金還付（増値税は 1.275%、企業所得税は 1.8%）を行う」となる。

**【外高橋保税区「11・5」期間の新たな財政補助について】**

営業センター（原文＝營運中心）

「若干意見」(7)(8)において、「営業センター（原文＝營運中心）」に関する財政補助政策が打ち出された。しかし「営業センター」の定義、認定条件等については「若干意見」で明記されていない。更に、(8)において保税区企業が「営業センター」に認定される事で、高級管理職員の個人所得税も還付するとなっているが、高級管理職員の定義も現段階では不明確である。

筆者は、「営業センター」とはかなり大規模な営業販売機能を持つ企業を指し、認定条件などは「実施細則」に規定されると予想している。

展示会業とアニメ産業

「若干意見」(9)～(11)において、展示会業とアニメ産業に対する財政補助政策が打ち出された。保税区内での短期・長期展示会事業は、主催者、出展者ともに財政補助を受けられる。また特に、外高橋保税区「11・5」期間中の重点として、アニメ産業の誘致に積極的な財政補助政策を打ち出している。

【その他補足説明事項】

「若干意見」(4)の「その利潤総額補填の新区財政補助を受けることができなかった部分」とは、「10・5」期間中の後半3年(2003年～2005年)に保税区に設立した加工型企業は、前半2年(2001年～2002年)に設立した企業のように企業所得税保税区税收部分の100%還付政策を享受できていないので、その分を「11・5」期間中に補填して還付するという意味である。

「若干意見」(5)の「登録資本を100万ドル以上追加した全ての企業」とは、倉庫型企業で登録資本金が100万ドル以上ある企業を指すのではなく、元の登録資本金の上に更に100万米ドル以上を追加した企業を指す。

(以下、原文の翻訳文を掲載する)

**<「11・5」期間の外高橋保税區財政補助經濟發展の若干意見>**

機能開發を更に推進し、外高橋地區支柱産業の發展を促進し、資源の配置を良化し、産業のレベルを向上し、産業の配置を完備するため、浦東新区「11・5」期間の各財政補助經濟發展政策を基礎にして、外高橋保税區財政補助經濟發展の若干意見を特に補足して制定する。

- (1) 保税区内に新規に設立する貿易型企業に対して、その実現した増加値、利潤総額が形成する新区地方財力部分について、2年内は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。
- (2) 保税区内にすでに登記された貿易型企業に対して、その実現した増加値、利潤総額が形成する新区地方財力部分について、50%の補助を与える。
- (3) 保税区内に新規に設立する加工業務に従事する企業に対して、その実現した増加値が形成する新区地方財力部分について、2年内は100%の補助を与え、利潤総額が形成する新区地方財力部分について、2年内は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。
- (4) 保税区内に「10・5」期間中に設立された加工業務に従事する企業に対して、その利潤総額補填の新区財政補助を受けることができなかった部分は、「11・5」期間中にその実現した利潤総額が形成する新区地方財力部分について、50%の補助を期間満了まで与える。
- (5) 保税区内にすでに登記された倉庫型物流型企業に対して、登録資本を100万ドル以上追加した全ての企業について、その実現した営業収入、利潤総額が形成する新区地方財力部分について、50%の補助を与える。
- (6) 保税区内に新規に設立する倉庫物流型企業に対して、その実現した営業収入、利潤総額が形成する新区地方財力部分について、第1年目は100%の補助を与え、その後の2年間は50%の補助を与える。保税区内にすでに登記された倉庫型物流型企業に対して、その実現した営業収入、利潤総額が形成する地方財力部分について、3年内は50%の補助を与える。
- (7) 保税区内に新規に設立する営業センター（原文＝營運中心）に対して、その実現した増加値、利潤総額が形成する新区地方財力部分について、50%の補助を与え、個人所得（公司の高級管理職員）が形成する新区地方財力部分について、3年内は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。
- (8) 保税区内にすでに登記された企業で、営業センター（原文＝營運中心）の認定を得たものは、その実現した増加値、利潤総額が形成する新区地方財力部分の増加部分について、3年内は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。新区地方財力を形成する既存部分について、50%の補助を与える。個人所得（公司の高級管理職員）が形成する新区地方財力部分について、3年内は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。
- (9) 主催者が保税区内で行う短期展示会が実現する営業収入に対して、新区地方財力を形成する部分について、100%の補助を行う。出展企業が実現する増加値が形成する新区地方財力部分について、50%の補助を行う。
- (10) 保税区内にすでに登記された長期展示に従事する企業に対して、その実現した営業収入が形成する新区地方財力部分について、3年内は100%の補助を与え、残りの年度は50%の補助を与える。その他の補助は貿易型企業の政策を参照する事。
- (11) 保税区内に新規に設立するアニメ及びその関連産業の企業に対して、その実現した増加値、営業収入、利潤総額が形成する新区地方財力部分について、3年内は100%の補助を与え、



残りの年度は 50%の補助を与える。

- (12) 保税区内に新規に設立する機能市場に対して、その実現した増加値、営業収入、利潤総額が形成する新区地方財力部分について、2 年内は 100%の補助を与え、残りの年度は 50%の補助を与える。
- (13) 保税区内にすでに登記された登録資本金 1000 万米ドル以上で設備リースに従事する企業に対して、その実現した営業収入、利潤総額が形成する新区地方財力部分について、3 年内は 50%の補助を与える。
- (14) 条件に合致する重点ハイテク企業、ソフト企業、研究開発機構、アニメ及び関連産業企業に対して、認可を経て張江ハイテク科学技術園区の財政補助政策を享受することができる。
- (15) 国際貿易、現代物流、先進的製造業の中で、成績が特に顕著な企業、発展の潜在力が大きい企業に対して、保税区管理委員会の認可を経て、特別の補助を与える。
- (16) 外高橋機能区内で条件に合致する重点企業及び「区鎮連動」のプロジェクトに対しては、認定を経て保税区財政補助関連政策を参照した政策を実施する。
- (17) すでに上級機関財政優遇規定が適用され、更に本意見を適用する企業は、重複して優遇を受けることができない。先に上級機関の規定を実行し、実行後、本意見と対比して不足する部分は補充して実行する。
- (18) 企業が財政補助の規定条件に違反した場合、規定に基づき補助を返還すること。
- (19) 本意見は外高橋保税区管理委員会が解釈の責任を持ち、実施細則は別途制定する。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

日中経済貿易センター上海事務所

上海市婁山関路 8 3 号 新虹橋中心大廈 1 6 1 3 室

Tel : 86-21-6236-8033 (ex201) Fax : 86-21-6236-8090

E-mail : muraoka@bg.mbn.or.jp (村岡宛)

E-mail : jccsh@vip.citiz.net (事務所宛)



北京発：北京市「第11次5カ年規画綱要」の要旨

北京市第12期人民代表大会第4回会議が1月15日開催され、王岐山市長は2005年から2010年までの「北京市国民経済及び社会発展に関する第11次5カ年規画綱要」（以下「綱要」）について報告を行った。2008年のオリンピック開催を控えて、今後5年間、北京市は「創新（創造革新）調和、居住性の良い新北京の建設、特色あるハイレベルなオリンピックの開催、経済発展レベル、自主創新能力、持続可能な発展能力、個人生活水準及び調和の取れた社会建設のレベルを向上させ、国際的な都市としての骨組を確立すること」を目指す。以下、「綱要」の要旨をまとめて説明する。

1. 堅持すべき「六つの基本原則」

「第11次5カ年規画」期間中に、科学的な発展観を経済社会発展の過程において徹底させ、首都の発展を「人間尊重、協調的且つ持続可能な発展軌道」に乗せなければならない。このため、「綱要」では以下の基本原則を示した。

「首都経済」¹の発展戦略を堅持し、経済の速やか且つ着実な発展を維持する。

国際的で、文化的かつ居住性の良い首都としての位置付けを堅持し、都市建設と管理レベルを向上する。

創新（創造革新）を原動力とし、「创新型都市」の建設に努める。

農村部と都市部等、地域間の協調的な発展を促進する。

経済、政治、文化、社会建設の「四位一体」の協調的な発展を堅持し、調和の取れた都市を建設する。

オリンピックの開催による経済促進戦略を堅持し、首都の工作レベルの向上を図る。

2. 「綱要」の主要目標

域内総生産（GDP） 域内GDPの年間平均伸び率を9%とし、2010年に1人当たりGDPを2000年の2倍に増やす（2000年の1人当たりGDPは約2,700米ドル）。財政収入の年間平均伸び率は12%を維持。

エネルギー消費 1万元のGDPを創出するのに必要なエネルギー消費量、水消費量を2005年末比でそれぞれ15%、20%削減する。

経済構造 北京市の資源状況及び位置付けにふさわしい経済構造を構築し、サービス業を促進し、GDPに占める第3次産業の割合を2005年の68%から72%に引上げる。

研究開発 自主革新能力を高め、科学研究費の域内GDPに占める割合を6%に、ハイテク製品の輸出が北京市の輸出全体に占める割合を38%に引上げる。

物価水準 物価安定を図り、消費者物価指数の年間上昇率を3%以内に収める。

個人所得 都市部個人の可処分所得及び農民現金収入の実質年間伸び率は6%以上を維持。

¹ 1996年、元北京市委書記賈慶林が初めて「首都経済」を唱導した。「立足首都、服務全国、走向世界」を主旨とし、北京の性質と機能、比較優位性を生かす経済を発展させるという内容。



失業率 都市部登録失業率を3.5%以下に抑制する。

人口規模 2010年までに、定住人口を1,600万人前後にコントロールする（2005年末の定住人口は1,530万人以上）。

社会保障 都市部での基本養老保険、基本医療保険、失業保険の普及率を95%以上、農村では養老保険の普及率を60%以上に上げる。

自然環境 六環路以内にある河、湖の整備を行い、水質を改善する。市内の緑化率は53%以上、1人当たり緑地面積は15平米、中心部の再生水利用率は50%以上、汚水処理率及びごみの無害処理率は90%以上とする。

インフラ 公共交通建設を優先的に発展させ、軌道交通運営距離を現行の115キロから270キロ、市中心部での公共交通利用率を40%までに拡大する。亦庄、通州、順義という「三つのニュータウン」の建設に着手する。

3. 産業発展方向

「概要」で、産業構造の調整及び経済成長方式の転換を促進し、ハイエンド産業を今後の産業発展の方向とすることを明らかにした。

近代サービス業の発展を加速する。 金融業の発展環境を改善し、金融機関の商品とサービスの革新、所有権取引及びベンチャーキャピタル市場の発展を支持する。文化公演、出版発行と著作権取引、テレビ映画制作と取引、アニメーションとオンラインゲームの開発制作、文化展示及び骨董品取引など六分野の「創意産業」²を重点的に発展させる。オリンピックを契機に国際的な観光都市及び博覧会都市を築き上げる。不動産業の健全発展を促進する。

ハイテク産業の発展に注力する。 主にソフトウェア、研究開発、電子情報、バイオ産業を発展させ、デジタルテレビ、自動車電子、新素材、新エネルギーなど潜在力のある産業を積極的に育成する。ソフトウェア基地、国家集積電子回路産業園区など専門園区の建設に取り組む。

適切に近代製造業を発展させる。 製造業のレベルアップを図り、自動車、設備製造、石化新素材及び製薬産業を重点的に発展させる。

重点産業及び新規プロジェクトの集約度を向上する。 中関村サイエンスパーク、北京経済技術開発区、臨空（空港）経済区、中央商务区（ビジネスセンター）、オリンピックセンター及び金融街など六つのハイエンド産業区の建設に注力する。エネルギー消費が高く、汚染がひどく且つ付加価値の低い産業の撤退を進め、資源採掘産業を厳格に制限する。

資源エネルギー消費管理制度を強化する。 クリーン生産を徹底し、冶金、化工、建築材料、電力などの産業に対し、汚染防止と全過程コントロール措置を実施する。省エネ住宅、省エネ環境保護型自動車、節電照明機器、節水生活用品及び無害化農産品の生産を発展させる。

循環経済を積極的に発展させる。

² 「創意産業」は「創造性産業」「創意経済」ともいう。個人の創意、意匠とスキルにより生み出し、特許権を通じて富を創出する産業。広告、芸術と骨董品、デザイン、ファッション、ソフトウェア、音楽、情報など13分野が含まれている。



<コメント>

2005年10月11日、中国共産党中央委員会第5回全体会議は、2006年から2010年にかけての中国の国民経済及び社会発展に関する「第11次5カ年規画」案を採択して閉幕した。その後、地方政府は中央の「第11次5カ年規画」の旨に基づき、各地方の「第11次5カ年規画」を策定する。北京市も経済成長方式の転換、エネルギー消費の削減、循環経済の促進、2010年に1人当たりGDPを2倍に増やすこと、調和のとれた社会建設などの点において中央方針との一貫性を示した。また、北京市は引き続き「首都経済」を唱導し、北京の比較優位性を生かす近代サービス業、ハイテク産業、文化、観光業の発展などを今後の産業発展の重点として組み入れた。更に2008年のオリンピックに向けて、インフラ建設、交通整備、大気汚染抑制、テロ対策などの安全対策強化を今後の重要任務としている。

以上

(北京支店)



上海発：上海市の「第11次5カ年規画綱要」について

1月14日、15日に、上海市第12期人民代表大会議において、《上海市国民経済及び社会発展第11次5カ年規画》について審議し、今後5年間の上海市發展目標及び主要任務を明らかにした。これは今後5年間上海市の最も基本的な發展方針で、これにより政府側の政策意向を理解することができる上、マクロ經濟の發展環境を把握するために不可欠なものである。以下、《上海市国民経済及び社会発展第11次5カ年規画》の綱要について簡単にまとめた。

産業構造調整 近代サービスを優先的に發展

第11次5カ年規画の中では、近代サービス業、先進製造業及び情報産業は重点産業になっており、サービス産業經濟を主体とする産業構造を形成することは、上海市の未来發展の方針となっている。近代サービス業とは、金融業、近代物流、文化産業及びその関連産業、仲介サービス（専門サービス業、会議・展示会・旅行業、コミュニティ・サービス業等）、商業貿易及び不動産業を指す。先進製造業は二つの部分から構成されており、一つは上海市の伝統的な支柱産業である自動車製造業、もう一つは今後戦略的に發展させる産業、即ち生物医薬、新エネルギー、航空、船舶製造、鋼鉄と石油化学等を指す。情報産業とは、情報製造業、情報サービス業等を含む。

第11次5カ年規画では、近代サービス業は非常に際立った位置づけとされている。これは上海の經濟發展モデルの轉換のポイントと見なされており、従来の生産型經濟からサービス型經濟に転じ、最終的にサービス經濟を主体とする産業枠組みを形成しようというもの。さらに、近代サービスを重点的に發展させることは今後の上海市外商直資導入にも大きな影響を与えるものと考えられており、これ迄の製造業に重点を置いてた外資導入モデルからサービス業に重点を置いたモデルに轉換する見込みである。

製造業は生産コストと緊密な関係にあり、製造業企業の進出が労働力、土地価格、人件費の最も低いところにシフトするのは一般的な傾向であり、中国のその他地域に比べれば、上海市はこの三方面における優位性がますます低くなってきている。一方では、サービス業は大都市に集中しており、世界の国際的な大都市においてはいずれもサービス業が著しく發達している。近代サービスを優先的に發展させるのは、まさに上海市の特性を十分に發揮するに相応しい選択と言えるだろう。

バランスのとれた GDP の増加

第10次5カ年計画期間における上海の年間GDP成長率は約11.5%で、上海市はこれまで14年間連続して二桁成長を実現してきたが、第11次5カ年規画では年平均GDP成長率を9%以上と従来比低いレベルに調整するのは、第11次5カ年規画期間において、単なるGDP成長率より、GDPの質を重要視するという上海市政府の意向を反映している。産業構造の調整、經濟運営モデルの轉換を推進すると同時にGDPの二桁成長率を保證することは難しく、第10次5カ年計画期間にお



ける支柱産業の発展には新たな問題が現れてきており、引き続き二桁成長を保持するのも難しそうです。

上海市の代表的な支柱産業である鋼鉄産業及び自動車産業はいずれも生産能力過剰が深刻になっており、更なる成長空間は限られつつある。また、基礎産業である石油化学産業においても、原材料価格の大幅な高騰が当該業界の生産コストを少なからず高めることになる。また、不動産業は第 10 次 5 カ年計画期間中の GDP への貢献は極めて大きかったが、第 11 次 5 カ年計画においては近代サービス業の単なる一部となることは注目すべきである。今後も引き続き不動産業はマクロコントロール政策の影響を受け、その発展情勢はある程度抑制される見込みである。

第 11 次 5 カ年計画の主要目標

国際経済、金融、貿易、航空運輸センターを基本的な発展の枠組みとして、2010 年上海万国博覧会を成功させるため、社会経済を加速的に発展させる。

上海市の域内 GDP の年間平均成長率を 9%以上に。

第 11 次 5 カ年計画末時点の 1 万元生産総値のエネルギー消費は第 10 次 5 カ年計画より 20%低下させる。

自主革新能力を高め、2010 年までに上海市の社会研究開発経費支出が上海市 GDP の 2.8%以上に達すること。

以 上

(上 海 支 店)



成都発：成都市「第11次5ヵ年規画」について

成都市政府はこのほど、「成都市国民経済と社会発展第11次5ヵ年規画（2006 - 2010年）計画綱要（案）」（以下「綱要」）を制定したので、その主要点を以下の通り取りまとめた。

1. 目標

2010年までに1人当たり平均GDPが5,000ドルに達すること
資源の使用効率を向上させ、単位あたりGDPのエネルギー消費量は「十・五」計画期間末（2005年末）より20%以上減少させること
知的所有権と著名ブランドを有する有力企業を育成すること。
成都市を経済が繁栄し、市民生活が豊かで、自然環境の美しい西部地区における大型中心都市として建設すること。
都市住民1人当たり平均可処分所得の年平均増加率8%、農民1人当たり平均純収入増加率8.5%を達成すること。また、成都住民1人当たり平均住宅面積が30㎡に達するようにすること。

2. 成都経済圏の建設

成都を始め、周辺の徳陽市、綿陽市、眉山市、資陽市、樂山夾江県、峨眉山市、雅安名山県などを含む成都経済圏を形成する。

3. 市行政区を郊外へ移転

都市化を加速させ、市中心部の金融、商業、科学技術・文化、情報、交通・通信機能を強化し、生活、住宅、行政用地の比率を徐々に減少させ、常駐人口規模を縮小する。市行政区を郊外へ移転し、市の西と南で2ヶ所のサブ・センターを建設する。

4. レール式交通システム建設の加速

地下鉄1号線、2号線東区間、および地下鉄沿線のステーションを建設する。二環路、蜀都大道、及び人民南路等の快速公共交通システムを建設し、「環状+放射状」の快速都市道路を形成する。

5. 6大基幹産業の増強

電子情報、機械（含、自動車）、医薬品、食品（含、煙草）、冶金建材、石油化学工業の6大産業を増強させ、重点産業化プロジェクトの実施を推進する。全市工業付加価値を年平均で15%以上増加させ、2010年までに1,810億元を達成する。

6. 「休閒都市」の建設

休閒（レジャー）の町を建設する。都江堰・青城山観光地、金沙遺跡博物館、武侯祠・杜甫草堂、パンダ研究基地、西嶺雪山・花水湾観光リゾート、龍門山・天台山観光地等の発展を加速させる。また、成都市周辺のレジャー観光地の建設を強化する。

7. パンダを始めとする文化の発展

「パンダ文化」をテーマとする各種文化観光活動を行う。金沙古蜀遺跡を活用し、古蜀文化芸術祭を行い、金沙遺跡博物館を建設、関連の文化記念品を開発する。都江堰水利文化博物館を建設、道教文化祭を行い、「都江堰・青城山世界文化遺産」の開発を強化する。



8. 会議・展覧経済の発展

会議・展覧分野のインフラ建設を加速する。世紀城・新国際会議展覧センター、四川省科学技術館温江会議展覧センター、及び成都不動産取引センターなどの建設を加速する。会議展覧分野のソフト環境を改善し、私営資本の会議展覧分野に対する投資を奨励する。また、会議展覧産業と観光業との結合を推進する。

9. 国際物流航路の増加

近代的物流センターを建設し、成都 - 珠江デルタ、長江デルタ、渤海湾等経済の発達している地域との快速物流路線を開通する。成都空港の 72 時間ビザ免除権を申請し、成都から東南アジア、欧米などへの国際物流航路を増加する。

10. 合理的な商業エリアの計画

人民南路（南北方向）及び蜀都大道 - 東大街 - 旧成渝路（東西方向）を軸として、塩市口 - 春熙路 - 大慈寺地区は商業センター、驛馬市、順城大街、東大街、紅星路東区間の地区は商務センター、天府広場周辺は CBD（Central Business District）とそれぞれ機能とステータスを付す。

また、武侯祠、文殊院、水井坊、浣花、十陵など 10 ヶ所の観光レジャー商業区を建設する。

以上

（成都駐在員事務所）

無錫発：江蘇省の社会消費構造

江蘇省の社会消費品小売総額は、1995年の1,650億元から2004年には4,159.7億元（年間の平均増加率は10.8%）に達し、消費の構造も住宅・自動車・教育・旅行等に多様化している。特に21世紀入ってからは、自動車と住宅が消費増加の原動力になり、消費構造のグレードアップが進んでいる。

江蘇省の社会消費構造につき、江蘇省統計局のホームページ掲載の関連資料に基づき、以下取りまとめた。

1. 消費構造の進展状況

消費構造の進展は三段階に分けられる。

第一段階は1978年の改革開放以降であり、食糧関連の消費が減少、軽工業品への消費が増加する消費構造となった；

第二段階は、1980年代の半ば以降で、家電製品の消費が大幅に増加し、冷蔵庫、エアコン、電子レンジ、ビデオデッキ等の普及が進んだ；

第三段階は90年代の半ば以降で、携帯電話、PC、デジタル製品の普及が進んだ一方、自動車、住宅、文化、教育、旅行、サービスの消費が大幅に増加し、消費構造が多様化した。

特に、最近の5年間、IT関連の消費が増加し、PCと携帯電話の普及率は各々、3倍と4倍増加の31%及び105%となった。2005年6月末のPCの普及率は39%、内2台以上所有の割合は2.5%となった。一方、PC所有の家庭の内、48%がインターネットに接続しており、2004年度末比5.3%増加した。

図表1：江蘇省都市部住民の消費構造

項目	1995年	2000年	2004年
消費支出	100	100	100
食品	51.9	41.1	40.0
衣類	12.8	9.2	8.3
家庭用施設	9.6	10.7	6.7
医療保健	2.0	5.5	6.8
交通・通信	4.7	7.4	10.4
教育・文化・娯楽	7.8	12.6	14.1
居住	7.3	8.2	10.3
他	4.0	5.2	3.4



図表 2 : 江蘇省都市部家庭の耐用品平均所有数/100 戸当たりの所有数

項目	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2004 年
自転車	166	217	237	206	177
洗濯機	48	85	95	96	98
冷蔵庫	6	49	69	85	90
カラーテレビ	9	51	85	124	145
ビデオデッキ		2	20	22	18
エアコン		0.07	10	45	98
P C				10	31
携帯電話				25	105

2. 消費の成長分野

自動車

2001 年から、自動車の売上高が堅調に推移し、2002 年以降の年間平均増加率は 52.4%、内、個人向けが台数で 42.1%、売上高で 86%の増加率となった。

2005 年 9 月末、自動車販売に占める個人向けのシェアは、台数及び売上高が共に 94%に達し、自動車消費の主役になっている。

一方、個人による自動車購入の平均単価は、2001 年の 6.5 万元から 2004 年には 14.6 万元にアップし、中・高クラスがメインになっている。

2005 年 5 月末、江蘇省都市部の家庭乗用車の所有率は 4.1%、前年同期比 2.5%増加となった。

図表 3 : 江蘇省の 2001 年から 2004 年の自動車販売状況

項目	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年 9 月末
販売総台数(万台)	2.4	2.7	5.3	7.3	8.4
売上総額(億元)	30.7	40.3	87.8	108.6	119.8
個人向販売台数(万台)	2.3	1.96	4.3	6.6	7.9
個人向売上高(億元)	15	30	71.3	96.6	113.2

住宅

住宅政策の改革(勤め先による住宅の配給制度の廃止、個人による住宅の購入)及び住民の収入増加により、住宅消費が大幅に増加し、売上面積は 2000 年の 1,556 万 m^2 から 2004 年には 2,759 万 m^2 (年間平均増加率 15.4%)に達した。

2005 年上半年、国家のマクロコントロール経済政策及び住宅価格上昇に対応する抑制政策等もあり、住宅の売上面積は 910 万 m^2 に止まった。



他

生活レベルの向上により、旅行、娯楽、教育関連の消費が大きく成長しており、今年上半期の一人当たりの平均消費額は各々、61 元（前年同期比 38.2% 増加）、31 元（同 14.9% 増加）、221 元（同 18.4% 増加）となった。その他、贅沢品の消費が増えており、世界有名ブランド品の出店が相次いでいる。特に、化粧品の小売総額は 23.5 億元（2004 年度/前年対比 33.3% 増加）に達し、新たな成長分野になっている。

3. 問題点

住民の収入レベルがまだ低い。

江蘇省住民の一人当たりの可処分所得は全国で第六番目になるが、華東地域の他の省との比較では、上海、浙江、福建が各々、江蘇省の 1.6 倍、1.4 倍、1.1 倍となる。一方、収入増加に対する制限要因が多く、収入増加に対する期待感が不安定である為、住民の貯蓄率が高く、消費増加を抑制している。

収入の格差が大きい。

都市部と農村部住民の収入格差が拡大しており、2004 年、都市住民の可処分所得（10,481 元）は農村部住民（4753 元）の 2.2 倍となった。消費においては、2004 年度社会消費総額（4,159 億元）の内、都市部が 2,968 億元（前年対比 18% 増加）、農村部が 1,191 億元（同 13% 増加）となり、省人口の 48% 占める都市部の消費総額は全体の 71% を占めた。一方、都市住民の中でも収入格差が拡大し、高収入層家庭（10% の）の一人当たり可処分所得（29,684 元）は低収入層家庭（10%、2,771 元）の 10.7 倍となった。

高収入家庭の消費が飽和状態を呈する反面、収入が低い低収入家庭の消費は伸びず、消費の拡大を抑制している。

消費を促進する政策措置が足りない。

市場秩序の混乱、各種費用の徴収、消費者ローン制度の不整備等が挙げられる。

以 上

（無錫駐在員事務所）



瀋陽発：遼寧省における中国国家開発銀行の積極姿勢について

2004年6月、中国国家開発銀行と遼寧省人民政府は「東北老工業基地の振興と開発に関する金融提携協定」を締結した。

2005年1月、中国国家開発銀行(以下、開銀)と遼寧省人民政府(以下、遼寧省政府)は、500億人民元の貸出枠設定を含む人民元資金提携協定を締結した。

その後、2005年1月と9月、陳元開銀行長は遼寧省を二回訪問し、李克強遼寧省政府共産党委員会書記を始めとする省政府トップと面会した他、500億人民元貸出枠の実行を促した。

以上を背景にして、開銀は2005年より「東北振興」の窓口である遼寧省に対して、貧困者向け住宅の建設、中小企業資金調達の支援、瀋陽・大連両市のインフラ整備や鞍山製鉄所の拡張、及び遼寧省全体の高速道路建設等を含め、資金面での強力な全面支援を行なっている。

<金融提携協定>詳細は次の通り。

1. 貧困者向け住宅の建設について

「調和の取れた社会建設」との胡錦濤/温家宝政府の方針に沿って、遼寧省政府は鉄嶺市、撫順市等、経済が立ち遅れた11都市を対象とする住宅建設プロジェクトを遼寧省の経済発展の重点計画に盛り込んだ。

[プロジェクト概要]

対象面積：824万㎡

対象人口：84.4万人

資金ニーズ：152億人民元

返済資金：遼寧省政府予算による開銀借入返済ファンド

2005年末現在、開銀は39億人民元の資金供与を通じて、遼寧省政府の財政資金と共に計画の約65%に当たる計538.74万㎡の住宅竣工を実現した。

2. 中小企業資金調達の支援について

ここ数年、遼寧省全体の経済発展において、中小企業は益々その重要度を増している。
(概要下表)

	規模	備考
企業数 (内、個人経営)	162万社 (104万社)	雇用者数は遼寧省全体の6割を占めた。 (2005年10月現在のデータ)
生産高	14,077億人民元	遼寧省GDPの51.2%に相当。 (2004年末現在のデータ)
売上高	13,390億人民元	(2004年末現在のデータ)
収益	879億人民元	納税額は遼寧省全体の31.4%を占めた。 (2004年末現在のデータ)

一方、中小企業の資金調達問題は遼寧省の経済成長のボトルネックとして顕在化した。2004年を例に挙げれば、中小企業の資金需要の内、7,000億人民元の資金が調達不能の状況にあった。又、地場銀行の与信残高に占める中小企業向貸出残の中国全体平均シェア(40%)に比べれば、遼寧省は20%にすぎない。(注)因みに浙江省は80%と最高。

注：東北三省の銀行不良債権比率が中国全体の平均値を大幅に上回っていることから、地場銀行各行は与信方針の厳格化を徹底していることも、原因の一つとみられる。

開銀は中小企業の資金調達問題の解決を図るため、次の2方式を実行している。

- (1) 瀋陽市、営口市、丹東市、鞍山市等に所在する経営内容が良好な中堅中小企業に対し、計20億人民元の貸出金を直接供与。
- (2) 遼寧省中小企業保証中心に5億人民元の資金を投入、中小企業宛保証の差入による信用補強を通じて、その銀行借入を支援。

3. 主要3都市の工業基盤とインフラ施設の整備について

瀋陽市、大連市と鞍山市は遼寧省の経済発展を支える3都市として、東北振興の牽引役を担っているとの見地から、開銀は500億人民元貸出枠の大半(2/3)を上記3都市のプロジェクトに当てることとなった。(概要下表)

No	開銀資金	資金用途	代表的プロジェクト
1	88.68億人民元	瀋陽市インフラ整備 (27のプロジェクト)	鉄西新区と経済技術開発区の整備 瀋陽市地下鉄の建設 その他の製造業プロジェクト(注)
2	65.5億人民元	大連市インフラ整備 (30のプロジェクト)	大連国際航運中心港の建設 大連快速軌道交通の建設
3	180億人民元	鞍山鋼鉄集団拡張 (6のプロジェクト)	第3号製鉄高炉の新設 製鉄新工場の建設

注：瀋陽北部工業パーク、瀋陽西部工業区、瀋陽軽工業パークと瀋陽ドイツ国際工業パーク等がある。

4. 遼寧省全体の投資環境改善について

遼寧省政府は13本(計2,090km)の高速道路建設と、そのための800億人民元投資を遼寧省経済成長の第11次5ヵ年規画に組入れ、更に中国最大の農業加工基地の建設、及び港湾施設の整備を通じて、遼寧省全体の投資環境の改善を図る。その中で、開銀は下表の通り積極的な役割を果たしている。

No	開銀資金	資金用途	代表的プロジェクト
1	55億人民元	高速道路の建設	鉄嶺市 - 朝陽市高速道路 (北京 - 遼寧第二高速道路の一部) 本溪市 - 遼中市高速道路 (大瀋陽高速道路環状線の一部)
2	8.5億人民元	農業加工基地の建設	瀋陽輝山農業高新技术開発区の建設
3	35億人民元	港湾建設	(遼東半島の複数の港湾施設の整備)



[ご参考] 開銀の概要について

1. 設立背景

1994年3月、中国金融制度改革の一環として、従来の国家專業銀行が商業銀行化されたが、同行は国家重点プロジェクトへの融資を使命とする国務院直屬の政策性金融機関として、中国財政部の全額出資により設立。

北京市に本店を置き、傘下に遼寧省分行を含む32支店と4駐在員事務所を設置。

現行長の陳元氏は中国人民銀行(中央銀行)出身。

2. 業務内容

中国国家予算に基づき配分された「業務用建設資金」と「補助金」の管理と運用。

中国の地場金融機関を対象とする金融債券、及び中国財政部保証付建設債券の発行。

国家の社会基盤整備やインフラ産業政策に合致する中・大規模の建設プロジェクト、技術改造プロジェクトに対する政策的貸付。

外国政府と国際金融機関からの借入の転貸、政府の認可に基づく海外での起債、及び中国の外国資本利用計画に従った国際商業借入。

3. 貸出概要

2004年末現在の貸出残高(14,095億人民元)の内、インフラ整備と基幹産業に対する貸出残高は13,973億人民元と全体の99.1%を占めた。業種別に見ると、下表の通り。

業種	水利・環境	鉄路	道路	電力・熱力	通信	石油・化工	その他
シェア	22%	7%	22%	26%	4%	6%	13%

以上

(瀋陽駐在員事務所)



広州発：珠江デルタと周辺地区の総合競争力の格差が縮小

広東省 21 都市の持続的発展力について分析・比較を行った「2005 年広東省区域総合競争力報告」が発表された。同レポートに拠ると、都市ランキングでは、一類都市としての珠江デルタ 7 都市の中、過去 10 年間の成長率は東莞が最も速いが、発展の潜在力は民間経済が発達している佛山、中山などが最も大きい。また、珠江デルタ周辺の二類都市の長期的発展潜在力が不十分である一方、三類都市である河源、清遠、雲浮は昨年より潜在力が顕著に現れてきたと注目を集めている。

珠江デルタは競争力が最も強い都市を有しているが、周辺都市との格差は縮小している。2004 年度の統計データを見れば、周辺都市との格差が 2002 年の 10 倍近くから 2004 年の 6 倍近くに減少していることが分かる。

区域協調発展の現状は楽観的ではない

広東省社会科学院区域競争力研究センターの丁力副主任によると、各都市の持続的発展力の分析から見れば、発展の基礎が良好な都市が順調な発展を遂げるとは必ずしも言えない。一方、発展の基礎が未成熟な都市でも発展政策が正しければ、良好な発展が見込まれる。

三年前に発表された「広東省区域総合競争力報告」とは異なり、本年度の専門家チームは初めて県級都市に対し調査を行った。その結果、同省の 97 の県で同省人口全体の 60% を占めるが、04 年度の GDP は同省全体の 25%、さらに住民預金残高はわずか 15% に留った。その他、人口が百万人を越えた 17 の県では、同省の経済発展水準、住民の豊かさ水準、平均財政収入で上位 10 位に入った県が一つもない。同省の区域協調発展の現状が楽観できないことを示している。

更に「報告」は、内外経済の角度から発展力について研究を実施した。珠江デルタ地区の「内源型」経済（国有企業や民間企業など）と「外源型」経済（外国投資企業など）は良好な相関性を保ち、お互いに補完しながら発展してきた。一方、その周辺地区の内外経済は相関性が低く、「内源型」経済の持続的発展力が十分でない。

電子通信業と石化産業の長期的発展力が最も強い

昨年の各産業の付加価値生産額をランキングしてみると、上位 5 位の産業で同省工業生産額の 50% を占め、うち電子と通信設備製造業が 25% 強を占めた。

各産業の長期的発展力を分析してみると、電子通信業と石油化学工業が最も強く、次に家具製造、機械製造と交通運輸設備製造業が続く。「報告」はアドバイスとして、電子通信と石油化工などを支柱産業として重点的に発展させ、交通運輸、電気機械などを主導産業として発展させ、紡績服装、建築材料などの伝統産業を改造し、新材料、新エネルギー、医薬製造及び生物工程などの新興産業を育成すべきとしている。



広東省が追撃してきた他省に学ぶこと

近年、広東省は追撃激しい浙江省、江蘇省、山東省等からの強いプレッシャーを感じてきた。

「報告」の分析に拠ると、江蘇省経済は急速に発展しており、広東省と同じく「外源型」経済が主導しているが、その経済構成は同じではない。江蘇省では外商投資企業が「外源型」経済の70%を占めており、広東省では香港、マカオ、台湾系企業が「外源型」経済の70%を占めている。江蘇省の「外源型」経済の質と量が広東省のそれより良好であることを示している。

広東省とは異り、浙江省の発展は「内源型」経済が主導している。昨年の同省の「内源型」経済は企業生産額の75%を占めた。民营企业が目覚しい勢いで発展し、同地の工業生産を多いに推進してきた。民营企业の経済貢献度は高く、また第三次産業、特に生産性サービス業の発展を促進してきた。

山東省の内外経済バランスは比較的良好で、うち「外源型」経済が16%を占め、「内源型」経済が同様に主導的位置を占めている。同省工業は自主性が強いだけでなく、重工業と大型工業のシェアも広東省より高い。企業規模が大きく、労働生産率と付加価値生産額も広東省より高い。

以上

(広州駐在員事務所)



BTMU中国ネットワーク

本邦では、2006年1月1日をもちまして、「東京三菱銀行」と「UFJ銀行」が合併して「三菱東京UFJ銀行」となりましたが、中国におきましては拠点の統合は2006年3月20日を予定しており、それまでの間「東京三菱銀行」、「UFJ銀行」の旧行名で営業をいたします。



	住 所	電 話
東京三菱銀行北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2楼	86-10-6590-8888
UFJ銀行北京支店	北京市建国門大街18号 北京恒基中心第2座410室	86-10-6518-2780
東京三菱銀行天津支店	天津市南京路75号 天津國際大廈21楼	86-22-2311-0088
UFJ銀行天津支店	天津市和平区南京路75号 天津國際大廈811号	86-022-2330-4852
東京三菱銀行大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11楼	86-411-8360-6000
UFJ銀行大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈13楼	86-411-8360-3111
東京三菱銀行上海支店	上海市浦東新区銀城東路101号 上海匯豐大廈20楼	86-21-6841-1515
UFJ銀行上海支店	上海市浦東新区浦東大道1号 船舶大廈16F	86-21-5879-3818
東京三菱銀行深セン支店	深セン市建設路2022号 深セン國際金融大廈16楼	86-755-8222-3060
UFJ銀行深セン支店	深セン市建設路2022号 深セン國際金融大廈17号	86-755-8220-2202
東京三菱銀行成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店(ホリデイイクワヅラ)2617号室	86-28-8674-5575
東京三菱銀行無錫駐在員事務所	江蘇省無錫市五愛路33号 中国人民銀行大樓1903室	86-510-275-2005
東京三菱銀行広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
UFJ銀行広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場3604室	86-20-38770725
東京三菱銀行瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-3210-0346（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）